

# ちょうせい



## 特集

担当審査官が語る公害紛争事件

仙台市における土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件について

誌上セミナー「騒音・低周波音について」第3回

騒音規制法の規制基準

## ネットワーク

最前線紹介

安全・快適で資源循環型のまち

[奈良県生駒市]

がんばってまーす

関係部署との連携を大切に

[群馬県前橋市]

公害苦情相談対応の難しさ

[熊本県天草市]

## 環境省寄稿

欧州地域向けの環境騒音ガイドラインに関する調査検討について  
地方公共団体の気候変動対策





国の重要文化財 りんこうかく 臨江閣  
(写真提供：前橋観光コンベンション協会)



ほうざんじ 宝山寺  
(写真提供：奈良県生駒市)

## Contents

- 2 特集「担当審査官が語る公害紛争事件」**  
**仙台市における土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定  
申請事件について** 青森地方裁判所部総括判事  
(元公害等調整委員会事務局審査官) すずき よしかず 鈴木 義和
- 8 騒音に関する公害紛争の最近の傾向**  
公害等調整委員会事務局公害紛争処理制度研究官 たぐち かずや 田口 和也
- 13 欧州地域向けの環境騒音ガイドラインに関する調査  
検討について**  
環境省水・大気環境局大気環境課大気生活環境室
- 24 誌上セミナー「騒音・低周波音について」(第3回)**  
**\*騒音規制法の規制基準** 公害等調整委員会事務局



国指定天然記念物及び名勝 みょうけんうら 妙見浦  
(写真提供：熊本県天草市)



天草エアライン みぞか号  
(写真提供：熊本県天草市)

## <ネットワーク>

### 32 最前線紹介

\*安全・快適で資源循環型のまち

奈良県生駒市市民部環境保全課

### 34 がんばってまーす

\*関係部署との連携を大切に

群馬県前橋市環境部環境森林課環境保全係技師

もみやま たかゆき  
糸山 堯之

\*公害苦情相談対応の難しさ

熊本県天草市市民生活部市民環境課市民環境政策係主事

はらだ りきと  
原田 力登

### 38 地方公共団体の気候変動対策

環境省大臣官房環境計画課

### 47 第50回公害紛争処理連絡協議会の概要

公害等調整委員会事務局

### 54 公害等調整委員会の動き(令和2年7月～9月)

公害等調整委員会事務局 ※

### 57 都道府県公害審査会の動き(令和2年7月～9月)

公害等調整委員会事務局 ※

※印の記事は転載自由です。

表紙の写真

あかぎやま 秋の赤城山 (写真提供：前橋観光コンベンション協会) <関連：34 ページ>

赤城山は、標高1,828mの黒檜山を主峰としたカルデラ湖を含む複成火山で、日本百名山、関東百名山、じょうもう上毛三山に数えられる名峰です。登山初心者から中級者まで楽しめる豊富な登山コースがあり、四季折々の魅力を満喫できる人気の観光エリアです。赤城山頂のおおぬま大沼湖畔は、キャンプやボート、ワカサギ釣りなど様々なレジャーを楽しむことができます。

# 仙台市における土壤汚染・水質汚濁被害 原因裁定申請事件について

青森地方裁判所部総括判事（元公害等調整委員会事務局審査官）

すずき よしかず  
鈴木 義和

## 1 はじめに

原因裁定<sup>1</sup>の制度は、民事上の損害賠償責任の要件のうち、加害行為と被害結果との間の因果関係に限定して法律判断を行う制度であり、裁判所の手続には存在しない公調委特有の制度です。そして公調委による専門的な判断や職権調査<sup>2</sup>という利点を端的に活かせる制度であるともいえます。本件は、仙台市が、石油会社を被申請人として、公有財産である水路敷のベンゼンによる土壤汚染及び地下水汚染が被申請人の給油所の事業活動又は給油所の解体工事が原因であるとの原因裁定を申請した事案であり、自治体が申請人とあって、既に一定の分析調査が実施されており、申請内容が整っていることが印象的でした。本件の中心的争点は、本件水路敷の汚染と被申請人の事業活動等との因果関係であること、審理の経過としても、申請を受け付けてから約1年10か月という比較的早期に裁定に至っていることからすると、他の損害賠償の要件について審理の時間を割かず、因果関係に特化して審理することに利点がある原因裁定にまさに相応しい事案であったと考えられます。

## 2 本件の特殊性

被申請人である石油会社は、仙台市が所有する本件水路敷の隣接地においてガソリンスタンドを経営していましたが、後にその事業を廃止し、地下タンクを含む施設の撤去工事を完了していました。その後、跡地の地下水から基準値を超えるベンゼンが検出され、被申請人において浄化工事を実施しましたが、その過程において、異臭騒ぎがあり周辺住民から通報があったり、仙台市による本件水路敷の調査で基準値を超えるベンゼンが検出されるという経緯がありました。結局、公調委が申請を受理した段階では、原因と疑われる給油所の跡地は既に浄化工事が完了しており、原因物質は除去されていたことから、その際の調査報告書は証拠として残ってはいるものの、公調委において、職権調査で給油所の跡地を再度ボーリング調査することはできない状態でした。また、浄化工事に伴う土壤の改良によって、汚染が拡散されたと疑われる当時の土壤の地質の状態や地下水の状況が大きく変更されていることがうかがわれました。

したがって、本件の特殊性は、申請の段階である程度の資料は整っている反面、新たな科学的な調査は実施できず、被申請人が提出した資料も含めて現存する資料をもとに判断せざるを得ないとい

<sup>1</sup> 公害等調整委員会における裁定の一類型で、公害に係る被害が発生した場合に、加害行為と被害との間の因果関係の存否に關し、法律判断を行うことによってその解決を図る手続。

<sup>2</sup> 因果関係の存否等を明らかにするため、委員、事務局職員や専門委員等による現地調査を行う。必要に応じ、民間調査会社等に委託し、調査を実施することもある。



う点にありました。当然ながら、被申請人が提出した浄化工事に伴う土壌等の調査結果の資料は、本件水路敷の汚染と給油所跡地との因果関係の有無という視点で調査されたものではないため、因果関係の判断という観点からは必ずしも十分なものとは言い難く、今後の審理の方向性を検討する上で悩ましい状況でした。

### 3 現地調査と専門委員<sup>3</sup>による分析

申請を受け付けた後、事務局では、多角的な観点から職権調査の可能性がないかを検討することとし、まず、本件水路敷で検出された油の成分の分析によって被申請人の給油所で市販されていた商品との同定が可能かというアプローチを検討しましたが、専門家にヒアリングしたところ、それは困難であるとのことでした。その他の選択肢も次々と否定され、結局現存する調査結果の資料等から因果関係を判定するほかないとの結論に達し、裁定委員会の判断の下、第1回審問期日において、双方の主張内容及び提出された証拠の内容を確認した後、事務局による現地調査を実施しました。現地では、給油所跡地の地表上から浄化工事の際にボーリングした地点の位置関係、本件水路敷との位置関係、距離及び高低差、従前埋設されていた給油所の地下タンクの位置等を確認して計測し、現地調査に立ち会った仙台市の職員に実際に本件水路敷の観測井戸から採水してもらったところ、地下水から油が採取され、ガソリン様の強烈な油臭がしたことを鮮明に覚えています。裁判所では裁判官が現地に行くことはそれほど多くはありませんが、写真や図面で見ると距離感や高低差と実際に現地で体感する距離感や高低差はかなり違うことが

あり、公調委が積極的に現地調査を実施することは、心証形成の上で非常に重要なことだと実感しています。

被申請人が本件で因果関係を否定する主たる根拠は、①本件水路敷と給油所跡地の位置関係、油層の高低差からすると、ガソリンが地下水の下流側から上流側に流れたことになり、不自然であること、②地下タンクからの漏出と考えられる給油所跡地の中央部の油層が確認された地点と給油所跡地北東部で油層が確認された地点との中間では油層が確認されていないから、これらの油層は別のものであって、汚染のつながりはない、との点でした(なお、その他にも給油所跡地の前所有者が廃車解体業をされており廃油を投棄した可能性、第三者がガソリンを投棄した可能性等の他原因の可能性も主張していました。)

そこで、元上智大学教授の中杉修身先生に専門委員をお願いし、当事者双方の提出した調査報告書等をもとに給油所跡地の中央部から本件水路敷へベンゼン汚染が拡大した可能性について検討していただき、専門委員の意見書として、①油などの水よりも軽い原液状の汚染物質が地下に浸透した場合は、地下水面上に山型に盛り上がった形状を示し、このような場合、汚染物質は四方に広がるため、地下水の上流側に汚染が広がる可能性があること、②2つの油層が確認された地点の間に油層が見られない点は、大量の油が浸透し、地下水面上を山型に滞留している場合において、油層の重みで地下水面上が低下し、地下水とその上に浮かぶ油層の境界が、油層が確認された地点同士の間で透水性が高い地層まで低下し、油が移動したが、山型の油層が平らになるに従い、地下水面上が上昇し、上記透水性の高い地層の上面まで上昇す

<sup>3</sup> 公害紛争において、因果関係の存否等の判断は、高度の専門的・技術的知識が要求されることが多く、このため、公害等調整委員会は、各方面の専門的事項を調査するために各分野についての学識経験を有する専門家を専門委員として置くことができるとされている。

ると油層が左右に押し出されて見られなくなった可能性が考えられるとして、被申請人の主張する根拠は、給油所跡地の中央部から本件水路敷へベンゼン汚染が拡大した可能性を否定することにはならないとの意見を提出していただきました。

これに対して、被申請人からは反論とともに専門委員に対する質問が提示されたことから、専門委員に補充意見書を提出していただき、被申請人の質問・意見に回答するとともに、本件のベンゼン汚染の拡散のイメージモデルを図示していただきました。この補充意見書を提出していただいた際には、裁定における判断を見据えて、意見書の内容を専門委員に解説していただき、被申請人の反論に耐えうるかという観点から我々審査官と専門委員との間で何度も議論したことを覚えています。これらの議論の状況は、裁定委員会に報告しています。

事件の処理経過	
H21. 6	申請受付
10	第1回審問期日 ・専門委員を選任（化学物質管理）
11	事務局による現地調査
12	第2回審問期日
H22. 2	第3回審問期日
5	第4回審問期日
7	第5回審問期日
10	第6回審問期日
12	第7回審問期日
H23. 3	第8回審問期日（審問終結）
4	裁定

#### 4 裁定の結果と本件の振り返り

本件では、8回にわたり審問期日を開催し（そのうち1回は現地審問期日）、裁定において申請を認容しています。詳細は裁定書をご覧くださいと思いますが、裁定では、本件水路敷と給油所跡地の汚染状況、汚染物質の重相関関係、関係する土地の履歴、水質汚濁事故の経歴等の客観的事実関

係を認定した上、専門委員の意見を採用して、これらの客観的状況から本件水路敷と給油所跡地のベンゼン汚染の同一性を推認し、被申請人の反論をすべて排斥した上で、上記推認を妨げる特段の事情はないとして、結論として因果関係を肯定しています。私は、他の審査官とともに裁定書の原案を作成して裁定委員会に提出したまま、4月に異動してしまったため、最後まで見届けられなかったのは少し残念に思っています。（なお、その後、この事件の被申請人であった石油会社から、近隣の土地所有者らを被申請人として、給油所の事業活動・解体工事と被申請人らの土地の土壌汚染等との因果関係の不存在の判断を求める原因裁定が對抗的に申請されたようですが、後に棄却されたようです。）

本来、給油所の跡地の浄化工事が実施されたこと自体は望ましいことですが、もし浄化工事がされておらず、汚染物質がそのまま残っていたとすれば、本件水路敷の汚染との因果関係の有無という視点で、有効な地点を選びボーリング調査、水質調査及び油分分析（ガスクロマトグラフ法等）等の職権調査を組み合わせることによって、より明確に因果関係の有無を見極めることができたかもしれません。しかし、本件では残念ながら、そのような手法が採用できなかったため、上記のように間接事実を詳細に認定して積み上げ、専門委員の助言を得て、当事者が提出した調査結果の資料によって確認された現象が合理的に説明可能か否か、他原因の可能性があるか否かというアプローチで検討せざるを得ませんでした。

本件を事務局として担当した時点では、上記のように公調委としての調査方法に制約があり、どのように審理を進めるのか非常に悩ましい事案でしたが、現地調査で現地の状況を自分の目で体感し、当事者双方の提出した調査結果の資料を丹念に読み込み、専門委員と議論を深めることで目の



前が開けた感じを覚えました。特に、地下水と油の性質と地層の関係から油が拡散する動態をシミュレーションし、イメージモデル図をもとに議論することができたことは、非常に理解が深まりとても貴重な経験でした。

最後に、この事件を私が裁判所において裁判官として審理したらどうだったかと振り返ると、おそらく現地には行かず、当事者に現地の状況を写真と図面で提出させて確認し、専門的知見の獲得のため鑑定人を頼むにしてもそもそもの専門分野の検討や専門家の人選で苦勞し、仮に選任できたとしても鑑定書で報告を受ける程度で、疑問があれば事実上確認することはあるものの、専門家との間で相当に突っ込んだ議論まではできなかつたであろうと容易に想像できます。そうすると、ここまで十分理解が進んだ上で自信をもって判断できたであろうかと考えてしまいます。その意味で、初期の段階で現地調査に行くフットワークの軽さと、専門家との距離が近く専門的知見の獲得において裁判所よりも優位性のある公調委のすばらしさを実感できる良い機会でした。私は公調委を卒業した後、裁判官に戻り、現在では合議体の裁判長を務めています。常日頃、専門性の高い環境紛争の訴訟事件があれば、公調委の利点を活かすべく原因裁定の囑託<sup>4</sup>をしようと考えています。

**【参考】**

当事件については、以下の公害等調整委員会のホームページも御参照ください。

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/activity/sendai.html>



<sup>4</sup> 公害に係る被害に関する民事訴訟が係属している裁判所からの囑託に基づき、公害等調整委員会が原因裁定を行う。

## 仙台市における土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件（概要）

### 1 事件の概要

本件は、申請人である仙台市が、公有財産として所有する土地（本件水路敷）の土壌及び地下水から、土壌汚染対策法施行規則上の基準値を超えるベンゼンが検出されたことについて、このベンゼン汚染は、被申請人（石油会社）が行っていた給油所の事業活動又はその給油所の解体工事のいずれかが原因となって生じたものであるとして、その旨の原因裁定を求めた事案です。

問題とされている給油所は既に解体されており、被申請人は、給油所跡地中央部のベンゼン汚染については、給油所の事業活動が原因（地下配管等からガソリンが漏洩したことによる）であることを認めたものの、給油所跡地に隣接する本件水路敷の汚染については、給油所の事業活動及び解体工事が原因ではないとして、その因果関係を争いました。

### 2 裁定の概要

(1) 本件の主たる争点は、給油所の地下配管等から漏洩したガソリンが、隣地である本件水路敷まで到達したといえるかどうか（給油所跡地中央部の汚染と本件水路敷の汚染の汚染源の同一性）、という点にありました。

この点、被申請人は、①地下水の流れからすると、本件水路敷が上側、給油所跡地中央部が川下側に位置しており、給油所跡地側から本件水路敷側に向けて汚染が拡散することは考えられないこと、②給油所跡地中央部と本件水路敷とは場所的に離れており、双方の汚染箇所を結んだ中間地点からは、ベンゼンがほとんど検出されていないこと、③給油所の事業活動以外の原因によって汚染が生じた可能性があること、などを主張しました。

(2) これに対して、裁定委員会は、本件水路敷及び給油所跡地の汚染状況、それぞれの汚染箇所の位置関係、本件水路敷及び給油所跡地から採取した油の油種の類似性、本件水路敷の前所有者や周辺土地所有者等による汚染の可能性等について検討を加え、次のような枠組みで判断を示しました。

すなわち、給油所跡地中央部の汚染は、給油所の事業活動から生じたものであり、また、そこから少し離れた給油所跡地北東部の汚染と、本件水路敷の汚染とは、汚染の濃度分布や場所的接近性、油種の同一性（ガソリン）などから、同一の汚染源によるものと推認できること、給油所以外にはガソリンが大量に流出する要因が存在しないことなどを認定し、これらの事情からすると、給油所跡地中央部の汚染と本件水路敷の汚染は、給油所跡地中央部の地下配管等から漏洩したガソリンが地下へ浸透し、給油所跡地北東部、本件水路敷へと拡散したものと考えるのが自然かつ合理的であり、他に汚染原因が存在することが明白であるなどの特段の事情がない限り、本件水路敷の汚染と給油所跡地中央部の汚染の汚染源の同一性が強く推認されるというものです。そして、特段の事情の存否について、被申請人の主張（上記①から③）の当否を中心に、さらに検討を重ねています。



(3) まず、被申請人が主張する地下水の流向（上記①）については、降雨等の自然現象で変動する可能性があり、常に一定ではないから、ある時点で本件水路敷側から給油所跡地中央部側への流れが確認できたとしても、本件における汚染の拡散を否定する理由とはならず、また、仮に、地下水の流向が被申請人の主張どおりであっても、油などの水よりも軽い原液状の汚染物質が地下に浸透した場合、地下水面上に山型に盛り上がった形状を示し、汚染物質が四方に広がるため、地下水の上流側に汚染が拡散する可能性がある、という専門委員の意見を採用し、本件水路敷にも汚染が拡散する可能性があると判断しました。

次に、本件水路敷と給油所跡地中央部の中間地点で汚染が確認されていないこと（上記②）については、そもそも、被申請人が調査した地点は、給油所跡地中央部と本件水路敷の間に設定した2か所のみなので、それだけでは、その間の汚染が遮断されているか否かを判断することはできず、その2地点を通過しない形で地下水の経路が存在する可能性を否定できないとしました。

また、上記2地点の地層を分析すると、これらの地点では、油層が移動しやすい地層が比較的深い層に存在していることが認められました。この点について、専門委員は、大量の油が浸透し、地下水面上を山型に滞留している場合において、油層の重みで地下水面が低下し、地下水とその上に浮かぶ油層の境界が上記地点で透水性の高い地層まで低下し、油が移動したが、山型の油層が平らになるに従い、地下水面が上昇し、透水性の高い地層の上面まで上昇すると、油層が左右に押し出されて、結果的に油層が見られなくなる可能性がある、という意見を提出し、裁定委員会もその意見を採用して、被申請人の主張は、本件水路敷の汚染と給油所跡地中央部の汚染の汚染源の同一性を否定する根拠とはならないと判断しました。

さらに、他の原因によって汚染が生じた可能性（上記③）については、そもそも、この点に関する被申請人の主張は、確たる証拠がなく、抽象的な可能性の指摘にとどまる上、給油所跡地の前所有者が汚染したと考えるのは不自然不合理であるとして、その主張を排斥しました。

(4) 結論として、裁定委員会は、本件ベンゼン汚染のメカニズムについて、給油所跡地中央部付近で漏洩したガソリンが、浅層部から下方へ地下浸透した後、地下水の表面上を水平方向に、給油所跡地北東部、本件水路敷に向かって拡散した可能性が十分あり得るとし、他の汚染原因は見当たらず、被申請人の主張はいずれも採用できないので、本件水路敷の汚染と給油所跡地中央部の汚染の汚染源の同一性に関する推認を妨げる特段の事情は認められないと判断し、本件申請を認容しました。

# 騒音に関する公害紛争の最近の傾向

公害等調整委員会事務局公害紛争処理制度研究官

たぐち かずや  
田口 和也

## I. 公害紛争全般の特徴と背景

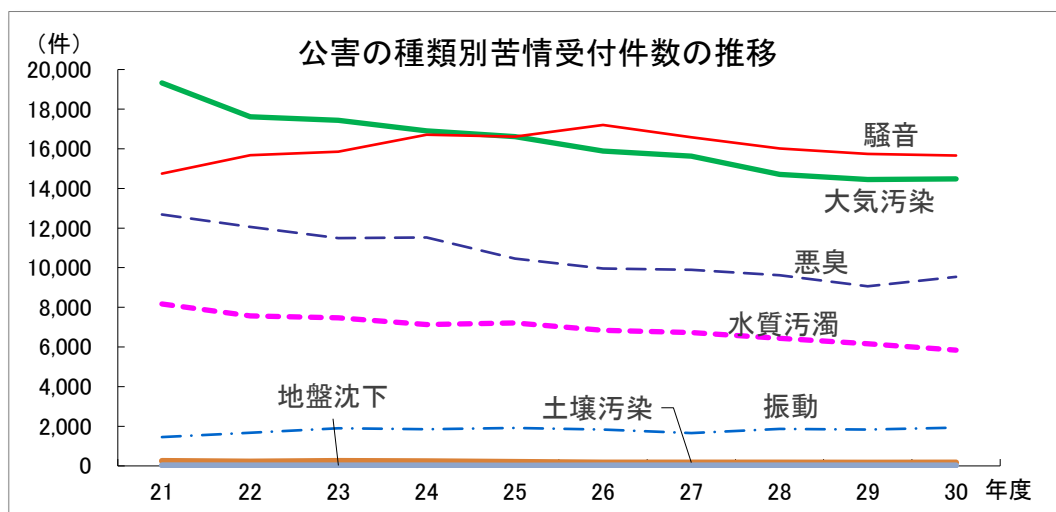
公害等調整委員会（以下「公調委」という。）は、「公害紛争」を所管している。「公害」という言い方をしているが、最近では、産業型の大規模な紛争よりも、都市型・生活環境型の紛争が多いという特徴がある。

これには、次のような背景事情がある。

- ① より良好な環境の創造・保全を求める国民の環境意識の高まり（一例を挙げると、住宅の防音性能が向上し生活環境は良くなっているが、このた

め、かえって外部からの音に対して「騒音」と感ずるようになる。）

- ② 生活スタイルの変化（深夜に外出・活動する人が増え、これに対応して事業所・店舗が深夜まで営業し、周辺住民からの苦情などが発生する。また、夜間は仕事で不在、昼間に在宅で休息をとる人が被害を訴える。）
- ③ 産業構造の変化（第3次産業の事業所による公害被害の問題や、上述の深夜・終日営業など従来なかった業態に対する苦情・紛争が発生する。）



## II. 騒音に関する規制の状況

騒音については、地域的な規制（環境基準）と騒音発生源に対する規制がある。

環境基準は、「維持されることが望ましい基準」として環境省の告示で定められ、特定の区域に対して適用されるものである。一例を挙げると、一般地域では、住居用の地域で昼間(6～22時)： $L_{aeq} 55$  dB以下、夜間(22～翌6時)： $L_{aeq} 45$  dB以下などとなっている（詳細は、令和2年8月の『ちょうせい』第102号「誌上セミナー 騒音・低周波音について

(第2回) 騒音に係る環境基準」を参照)。

なお、国際的な動向を見ると、WHO欧州事務局が2018年10月に欧州地域向けの騒音ガイドラインの改定を公表した。WHOは、過剰な騒音への曝露が、心疾患を含む様々な健康影響の誘因になっているとして、欧州地域の政策当局者が同ガイドラインを用いるよう勧めている。また、世界の他の地域でも適用できるとしている。

同ガイドラインは、道路交通騒音、鉄道騒音、航空機騒音、風力発電機の騒音、レジャー騒音に分か



れており、 $L_{den}$ （「エルデン」時間帯補正等価騒音レベル……日中(7～19時)に対し、夕方(19～22時)の騒音は+5 dB、夜間(22～翌7時)の騒音は+10 dBの重み付けをして評価するもの）、 $L_{night}$ （夜間における等価騒音レベル）などを用いて数値が示されている（詳細は、『ちょうせい』本号の「欧州地域向けの環境騒音ガイドラインに関する調査検討について」（13ページ）を参照）。

また、騒音発生源に対しては、騒音規制法に基づき、特定施設を有する特定工場（特定施設は、著しい騒音を発生する施設であって政令で定めるもの）、特定建設作業（建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であって政令で定めるもの）、自動車騒音などについて、規制基準等が定められている。

### III. 騒音公害を巡る最近の動向

騒音に関する公害紛争についても、現在は、都市型・生活環境型の事案が大多数を占めている。

近年の騒音に関する公害紛争を分類してみると、発生源に着目すれば、今のところ次の8つに類型化できると考えている。

1. 近隣の家屋・住宅
2. 同一建物・施設内
3. 住宅に近接する商業施設
4. 町工場
5. 駐車施設
6. 学校など各種の施設
7. 近隣の工事現場
8. 在来鉄道、道路である。

以下、それぞれについてコメントする。

#### 1. 近隣の家屋・住宅

マンション・アパートも含めた家屋・住宅からの騒音で、しばしば低周波音<sup>1</sup>が問題となる。発生源としては、エアコン室外機やヒートポンプ給湯機など。一戸建て住戸の場合、1台又は数台の設備・機器からの騒音でも被害を訴える事例があり、公害紛争として係属した事件も数多い。

なお、これに関して、メーカー側に話を聞いたこ

とがある。メーカー側では、エアコンは普及が進んでいるので、「お互い様」という意識があるためか、トラブルになることは比較的少ないが、ヒートポンプ給湯機は、設置している住宅がまだ少ないため、自宅に置いていない機器が隣家に設置され、その機器から音が聞こえるケースが間々あり、比較的トラブルになりやすいと認識しているようであった。また、ヒートポンプ給湯機からの騒音は、周波数が低い音波であるため遮音が難しく、取付け時には設置場所で近隣に配慮するよう努めているとのこと。

#### 2. 同一建物・施設内

ビルやマンション内における他のテナントや住戸からの騒音で、作業音を始め足音・物音も含まれる。建物の上下階で紛争が発生する場合もある。時に、壁を伝播することで発生源から離れた場所で問題が発生することがある。

公調委に係属した事件では、上階の医療施設からのドアの開閉音等が騒音として問題となった。また、都道府県の公害審査会でも、入居施設や他の住戸からの騒音等について事件となった例がある。

#### 3. 住宅に近接する商業施設

飲食店などの小規模な店舗や深夜・終日営業のスーパー・コンビニからの騒音で、併せて悪臭などが問題となる場合もある。近年は様々な態様の事件が係属している。

このうち、カラオケ騒音は早くから問題とされ、規制基準も定められている。その他の騒音発生源となる設備・機器としては、エアコン室外機やボイラー、排気用のダクト、換気扇などがある。このほか、利用客の話し声なども騒音として対策を求められる事例がある。

特にスーパー・コンビニなどでは、一般の住宅と比べてこれらの設備が大型又は何台も設置してあるなどの理由で問題となりやすい。また、深夜・早朝における、設備の稼働音のほか、商品搬入などに伴

<sup>1</sup> 人間の可聴音は概ね20 Hz～20,000 Hzであるが、100 Hz以下の低い音を低周波音といい、20 Hzの可聴域以下の音を超低周波音という。

う荷さばき・車両音などの騒音被害を訴える事例もある。

#### 4. 町工場

住宅に近接する小規模な工場からの機械の稼働、作業の実施に伴う騒音・振動で、併せて悪臭や粉塵などが問題となる場合もある。かねてから多数の事件が係属している。

新たな住工混在と言われる問題だが、以前は工場が集まっていた地域で、廃業・移転により生じた空地が再開発されて宅地化し、残っている工場と新しく入居してきた住民との間で紛争が発生する事例がある。この場合、被害を訴える住民が多数となって、やや規模の大きい公害紛争となることもある。

#### 5. 駐車施設

上記3、4に関連するケースが多いが、商業施設の利用客の出入り、運送・配送のためのトラックの出入りや荷物の積み卸しなどに伴う騒音・振動で、車両の運行に伴う音だけでなく、人の話し声やドア・トランクなどの開閉音に対しても騒音被害を訴える事例がある。

特に、運送業の事業者では、早朝に運送・配送関係の作業を行うことが多く、その際に発生する騒音・振動が問題となる。

#### 6. 学校など各種の施設

学校やスポーツ施設（体育館・屋内運動施設、屋外の運動場・グラウンド、プール等）など様々な施設からの騒音で、大半は人の声が騒音として苦情などの対象となるが、拡声器を通じた声や音楽、ホイッスルなどの道具の音、屋内運動施設では足音（走る音、踏み込む音）なども問題となる。学校などでは音楽関係の部活動や校内の合唱大会のための練習、運動施設では体育の授業や部活動を含む様々な活動に対し、苦情や紛争が起きている。

##### ○幼稚園・保育園について

保育園については、近年、待機児童が急増したことに伴い、その増設が喫緊の課題となった。

一方で、保育園建設への反対運動が起こって開園延期や断念に至る事例があったほか、既設の幼稚園・保育園に対して近隣の住民から苦情が寄せられるケースも見受けられる。住民の反対や苦情の理由としては「静かな生活環境を乱されたくない。子どもの声は騒音だ」が最も大きい。

「子どもの声は騒音だ」という指摘に関連して、厚生労働省「人口減少社会に関する意識調査」（平成27年3月実施・10月公表。15～79歳の男女3,000人が回答）があり、その中に次の質問がある。

Q 住宅地に立地する保育所について「子どもの声が騒音」であるという声があり、近隣住民からの苦情や立地反対、訴訟に発展するケースも生じていますが、このような考え方についてどう思いますか。

全く同感できない	あまり同感できない	計
26.4%	38.5%	64.9%
ある程度同感できる	とても同感できる	計
29.7%	5.4%	35.1%

これを見ると、「子どもの声が騒音」と思う人が3分の1を超えている。

なお、年齢別に見ると、騒音と思う人の割合が最も高いのは、女性の40～49歳で49.9%に上る。男性では15～29歳の38.9%が最も高い。反面、大方の予想に反して、60～79歳では、男女とも騒音と思う人の割合が最も低くなっている（男性では21.9%、女性では33.3%）。

全体の3分の1を超える人が「子どもの声は騒音」と思っているというのは、決して少ない数字ではなく、苦情や紛争が発生する素地は常にあると考えられる。

#### 7. 近隣の工事現場

上記1～6は、恒久的な施設が発生源となる継続的な事案についての分類だが、これは一時的な行為によって比較的短い期間に発生する公害となる。とはいえ、工事の規模によっては、数か月から数年続くこともある。

戸建て住宅やマンション等の建設工事などに伴う

建設機械の稼働、作業の実施に伴う騒音・振動で、健康被害のほか、住戸などの破損を訴える事例が多い。小規模な道路改修など公共工事の一部もこれに該当する。

また、建設工事とは反対の、建物の解体工事に伴う騒音・振動も問題となることがある。解体工事については、建設工事より短期間に終わることが多いが、一方で、建設工事より大きな騒音・振動や不規則な騒音・振動が発生しがちであり、紛争の原因となる。

これらは、いずれも作業の内容によって、騒音の大きさや音質が変化するため、データが取れていないと解決が難しくなる。

なお、解体工事については、工事終了後に同じ土地でビルやマンションなどの新たな建設工事が始まることが普通であり、解体工事で紛争が起きた場合に、きちんとした解決がなされていないと、建設工事が始まった際に再びトラブルとなるケースが多い。

## 8. 在来鉄道、道路

これは、被害を訴える者が1又は数世帯、マンション1棟程度の場合で、列車の運行、自動車の走行による騒音、振動。これまで係属した事件では、単に騒音の大きさだけでなく、受忍限度の問題（これに関連して、鉄道や道路の有する公共性）が争点となることが多い。

### (1) 鉄道騒音（在来鉄道）

都市型・生活環境型の紛争としては、在来鉄道の騒音に関するものが大半を占める。

在来鉄道の騒音に関する環境基準は、新線建設や大規模改良を行う場合における指針だけが定められている。なお、WHOのガイドラインは、鉄道騒音も対象となっている。

ところで、鉄道車両を始めとする鉄道施設については、騒音に関する規制基準等は特に定められていないが、鉄道会社や車両メーカーにより、道床やレール・マクラギ、高架橋などの構造物、車両については、電動機・車輪・台車・パンタグラフなど、あらゆる施設・設備について、低騒音化に資する対策が

進められている（詳細は、平成31年2月の『ちょうせい』第96号「鉄道騒音の現状について」を参照）。

### (2) 自動車騒音

騒音に関しては、自動車単体というより道路からの騒音として問題が発生し、道路の建設、供用に対して建設反対や環境対策等を求めて公害紛争となる事例が多いように見受けられる。

道路交通騒音に関しては、環境省が環境基準を定めている。ただ、交通量が多いなどの理由により、環境基準を超過（昼夜間のいずれか又は昼夜間とも）していた地域が5.7%となっている（平成30年度）。

なお、以下参考までに記述する。自動車そのものに関しては、国連欧州経済委員会（UN-ECE）の下に、自動車基準調和世界フォーラム（WP29）が置かれ（日本も1970年代から参加）、自動車の構造及び装置に関する基準（UN-ECE Vehicle Regulation）の策定・改定が行われている。現在、約130項目が定められ、日本はそのうち40項目程度を採用している。この中に、騒音に関する基準も含まれる。

我が国の自動車単体騒音規制は次第に強化されているが、併せて、国際基準の導入が進められている。

自動車からの騒音は、大別してパワーユニット系（エンジン、吸気系・駆動系・冷却系・排気系）からの音、タイヤと路面との間で発生する音などである。これまでの対策により、また最近ハイブリッド車・電気自動車の普及に伴い、パワーユニット系・エンジン系の騒音が、著しく低下している状況にある。

このため、相対的にタイヤ／路面騒音の寄与度が高くなってきているが、タイヤ騒音の規制についてもUN-ECER117-02の導入が決定され、平成30年4月以降、自動車の種類に応じて順次、適用が進んでいる。

このほか、自動車ユーザーがマフラーの改造や交換等を行い、著しく騒音レベルが高くなった自動車に対する対策が強く求められ、平成22年4月から事前認証制度が導入されている。



## IV. 紛争解決のポイント

以上のように、騒音関係だけでも様々な態様の紛争が起こり、事件となっている。公害問題は、地域に密着した問題であることから、公害紛争において当事者双方が納得できる最終的な解決を図ることが理想である。

公害問題が、苦情相談を経て紛争に移行したケースも多い。苦情処理の段階での調査や相談に関する記録は、紛争処理制度で解決を図る上で大いに参考となっている。このため、関係機関や担当職員の連携は重要である。

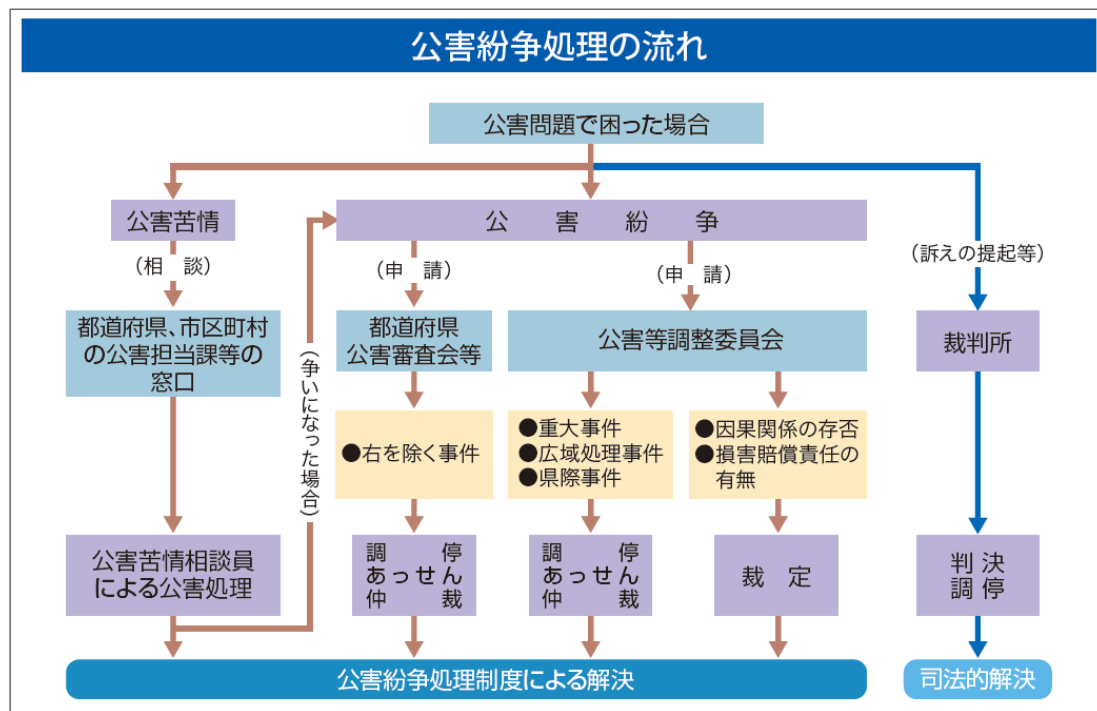
公害紛争の段階に至った事件について、騒音問題での調停事件を例にとって見ると、当事者間で合意が形成され調停成立となったもの、当事者間の対立が解消されず打ち切りとなったものに分かれる。

住民対事業所の紛争で、調停成立となったケース

では、当事者の相互理解が進んで合意に至った事例が多く、発生源の事業所が、住民側の騒音被害の実情や騒音に対する感情・考え方について認識を改めたという場合、一方の住民側も、事業所の活動内容に対して一定の理解ができたという場合などである。

打ち切りになったケースでは、当事者のいずれかがかたくなな場合、例えば、住民側が「余計な騒音は1 dBでも入れさせたくない」と調停委員が提示した騒音対策を拒否して、それをはるかに超える対策を求めた場合、逆に、発生源側が「説明会を開催しているので、話し合いはそこで行いたい。調停の場では話ししない。」と拒否する場合などである。

このような結果から、ありきたりの結論にはなるが、公害紛争処理制度が意図する「当事者の話し合いを進め、双方の互譲による合意」ができるかどうか、が紛争解決のポイントになっているように思われる。



# 欧州地域向けの環境騒音ガイドライン に関する調査検討について

環境省水・大気環境局大気環境課大気生活環境室

## 1. 欧州地域向けの環境騒音ガイドラインの公表及び環境省事業について

平成 30 年 10 月、WHO 欧州事務局より“Environmental noise guidelines for European region(2018)”(欧州地域向けの環境騒音ガイドライン(以下「WHO 欧州ガイドライン」という。))が公表された。一部のメディアにおいて取り上げられ、その厳しい“勧告値”について注目が集まった。

環境省では、WHO 欧州ガイドラインの内容の確認のため、その要約作成、WHO 欧州ガイドラインに引用されている論文の精査、欧州各国の騒音施策の動向に関する調査等の業務を平成 30 年度及び令和元年度に実施した。以下にその成果について記す。

## 2. WHO 欧州ガイドラインについて

本節は WHO 欧州ガイドラインの概要であり、環境省意見ではない旨、留意いただきたい。

### 2. 1 序論

環境騒音は、健康影響リスクが生じるもっとも重要な環境要因のうちの一つであり、重要な公衆衛生上の問題である。WHO はこれまで 1999 年に環境騒音ガイドライン、2009 年に欧州夜間騒音ガイドラインを公表してきた。さらに 2010 年イタリア・パルマにおいて行われた「第 5 回環境及び健康に関する閣僚会議」において定められた取組において、交通騒音に加えて携帯音楽プレーヤーや風車騒音を対象とした騒音ガイドラインの作成が求められた。

本ガイドラインの主たる目的は、交通騒音(道路交通、鉄道、航空機)に加えて風車騒音、娯楽関連騒音(環境省註：環境省事業においては道路交通、鉄道、航空機、風力発電施設に関する章についてのみ調査を実施。)による環境騒音曝露から住民の健康を保護するための勧告の策定である。この目的に沿って、以下の「重要な問い」が定められた。

- ・環境騒音曝露を受ける一般の集団において、騒音曝露を実用的な指標を用いて表し、健康影響を適切な尺度を用いて評価したとき、騒音と住民の影響人口割合にどのような曝露反応関係が得られるのか(ただし、様々な交絡要因は調整する。)

- ・環境騒音曝露を受ける一般の集団において、騒音曝露や健康影響を軽減させる「対策」は効果的なのか。

WHO 欧州事務局等は、2011 年、「環境騒音による疾病負荷－欧州における健康生存年の定量化」を公表した。これによると、騒音による健康影響として、心臓血管系疾患、子どもの認知能力障害、睡眠障害、耳鳴り、不快感(アノイアンス)が挙げられ、環境騒音による疾病負荷は大気汚染に次ぐ高値であることが示された。

欧州では、騒音は健康影響及び生活満足度への影響を生じる重要な問題であると認識され、住民の多くが静謐な環境に価値を見いだしている。

### 2. 2 ガイドライン作成の方法論概要

本ガイドライン作成の方法を①対象範囲、②エビデンスに基づく評価、③エビデンスに基づ

く勧告の策定の順にそれぞれ概略を以下に示す。

### ① 対象範囲

対象騒音を道路交通騒音、鉄道騒音、航空機騒音、風車騒音、余暇活動に伴う室内外の騒音曝露、に分類され、音源ごとにガイドラインの検討が行われた。本ガイドラインでは職業騒音、工業騒音、近隣騒音、複数の騒音源による曝露、他のリスク因子との複合曝露は対象としなかった。

騒音評価指標に関しては、環境騒音に関するEU指令に基づき、時間帯補正等価騒音レベル $L_{den}$ 及び夜間等価騒音レベル $L_{night}$ が採用された。このとき、屋外における、建屋の最もレベルの高い壁面の値を利用し、長期の影響を評価することとした。

一方、これらは必ずしも常に最適な騒音評価指標とは言えず、単発的な騒音による睡眠影響

の評価等には最大騒音レベル $L_{max}$ 等が有効であると考えられる。しかし、単発的な睡眠影響と長期的な健康影響の関係に関して、未だ解明が進められていない。そのため、 $L_{max}$ の様な単発騒音指標に関する勧告は本ガイドラインでは定められなかった。

### ② エビデンスに基づく評価

エビデンスに基づくガイドラインを策定するにあたって、「GRADEシステム」に則り、関連する文献のレビューに基づき健康影響を定め、統一的な選択基準に基づきエビデンスを選択し、システマティックレビューを行った。健康影響の相対的な重要性に関し、専門家の判断に基づき3区分（「重大」、「重要」、「重要ではない」）に分類した。

健康影響の分類結果を表1に示す。

重大な健康影響	重要な健康影響
心臓血管系疾患 (Cardiovascular disease) 不快感 (Annoyance) 睡眠影響 (Effects on sleep) 認知能力障害 (Cognitive impairment) 聴力損失・耳鳴り (Hearing impairment and tinnitus)	出生に関する影響 (Adverse birth outcomes) QOL, 生活満足度 (Quality of life, well-being) メンタルヘルス (Mental health) 代謝系の健康影響 (Metabolic outcomes)

表1 騒音による健康影響の重要性

睡眠影響に関しては睡眠ポリグラフィ等で測定・評価される「客観的」睡眠影響尺度を本ガイドラインから除外し、「自己申告に基づく睡眠妨害」を優先度の高い健康影響として定めた。

交絡因子に関しては、騒音による健康影響に及び騒音対策の効果を考慮する際に、以下の項目が考えられる。

#### 【交絡因子の例】

性別、年齢、教育歴、主観的な騒音感受性、外向性／内向性、一般ストレススコア、併存疾患、居住年数、住居の滞在時間、居間・寝室の窓の向き、音源の主観的評価、音源に対

する態度、騒音に対する対処能力、BMI、喫煙

エビデンスの質が高いほど交絡因子の影響は低下するが、ゼロにすることはできない。特に、不快感においては、これらの交絡因子によって影響全体の33%が説明される可能性がある。

音源毎、かつ、健康影響毎に騒音曝露と健康影響の関連性を調査することとした。また、システマティックレビューに加え、騒音曝露による健康影響の生物学的機序に関するナラティブレビューを行った。

研究デザインは、コホート研究、症例対照研



究、横断研究が検索対象とされたが、心臓血管系疾患に関しては地域相関研究も検索対象に含められた。

③ エビデンスに基づく勧告の策定  
 システマティックレビューの結果について、「エビデンスの質」が評価された。ガイドライ

ン策定グループは、「重大」及び「重要」な健康影響に関して評価尺度の優先度を判断し、エビデンスの質やその他の重要な項目に関して検討を行い、勧告を定めた。

エビデンスの質の等級及び評価法はGRADEシステムに定められている。表2に、エビデンスの質の等級を示す。

エビデンスの質	概要
高い	今後の研究によって、推定影響の確かさが変化する可能性はほとんどない
中程度	今後の研究によって、推定影響の確かさに重大な影響が生じる可能性があり、その値も変化するかもしれない
低い	今後の研究によって、推定影響の確かさに重大な影響が生じる可能性が高く、その値も変化する可能性がある
非常に低い	あらゆる推定影響は不確かである

表2 GRADE システムに基づくエビデンスの質の等級

GRADEシステムは、治療選択を目的としており、本来、ランダム化比較試験を重視し観察研究はエビデンスの質が低く評価される。しかし、騒音による健康影響に関しては、観察研究のみが有効なエビデンスを構成している。

個々のシステマティックレビューの結果に基づき、重大な健康影響に関して優先度の高い健康影響尺度及びガイドライン曝露レベルを次のとおり定めた。なお、短期的な睡眠影響が含まれないこと等に注意が必要である。重要な健康影響に関しては、優先度の高い健康影響尺度は定められなかった。

ガイドライン曝露レベルは以下のとおり定義され、これに基づき勧告値を定めるための以下の手順が定められた。

ガイドライン曝露レベル(定義)

そのレベル以上であればガイドライン策定グループが健康影響リスクの上昇に関して確信を持つ騒音曝露レベル（「最小リスク影響量」を示す騒音曝露レベルと同義。）

ガイドライン曝露レベル決定に基づく勧告値の決定のための手順

1. 各々の健康影響尺度について、システマティックレビューによって得られた曝露反応関係の妥当性を評価する。
2. 各々の健康影響尺度について、システマティックレビューにおいて参照している研究の最低騒音レベルを推定する。
3. 各々の健康影響尺度について、リスク及びリスク比の最低上昇量を決定する。
4. ステップ2・3に基づき、各々の健康影響尺度について、ガイドライン曝露レベルを決定する。
5. 各々の騒音源について、得られたガイドライン曝露レベルを比較する。

ガイドライン曝露レベルで注意しなければならないのは、このレベルは反応の閾値ではなく、最小リスク影響量であるという事である。なお、各々の健康影響尺度の重大性を数値的に評価するために、障害の重み付け(DW:Disability Weight)も利用された。健康影響尺度、DW、ガイドライン曝露レベルを表3に示す。

健康影響尺度 (Priority health outcome measure; associated DW)	DW	ガイドライン曝露レベルを 決定するための 最小リスク影響量 (Relevant risk increase considered for setting of guideline level)
虚血性心疾患の罹患 (狭心症・心筋梗塞を含む)	0.405	リスク比 5%上昇
高血圧の罹患	0.117	リスク比 10%上昇
高度の睡眠妨害	0.07	3%の反応率
高度の不快感	0.02	10%の反応率
テストによる読解・口頭理解度の評価	0.006	1か月の遅れ
永久的聴力損失	0.015	—

表3 優先的に扱う健康影響尺度

ガイドライン曝露レベルの導出において、各々の健康影響における曝露反応関係はメタアナリシスにおいて有意な関係性が示されたもののみを用いた。また、最低騒音レベルは、対象となった研究における影響推定値の分散の逆数を重みとした重み付け平均によって求めた。以下に、各々の健康影響の最小リスク影響量を示す。

【各健康影響の最小リスク影響量】

虚血性心疾患の罹患リスク

5%のリスク上昇を最小リスク影響量として採用。

高血圧の罹患リスク

10%のリスク上昇が最小リスク影響量として採用。

高度の睡眠妨害

3%の反応率が最小リスク影響量として採用。

高度の不快感

10%の反応率が最小リスク影響量として採用。

認知能力の低下

正確な定量的評価は困難であるが、1か月の学習遅れが最小リスク影響量として採用。

聴力損失

環境騒音によるリスクの上昇は確認できないと判断。

GRADEシステムでは、ガイドライン策定の最終プロセスとして、強弱2種類の勧告を定める事となっている。本ガイドラインでは、各音源に関し、以下2種類の勧告の「強さ」が判断された。

「強い」勧告

強い勧告は、たいていの場合、政策としてそのまま採用できる。ガイドラインは、この勧告を遵守することによる望ましい影響が望ましくない影響よりも重要であるという確実性に基づく。正味の利益(経済的及び非経済的便益)に関する良質な知見は、健康影響の相対的な重要性に関する価値観や優先順位、対策に関する必要資源とともに、この勧告の基礎となっている。それゆえに、この勧告はほとんどの環境において履行されるべきである。

「暫定的な」勧告

暫定的な勧告に基づく政策決定には、様々な利害関係者を含めた十分な議論が求められる。正味の利益に関する限定的な知見、影響を受ける個人・集団によって相対する価値観や優先順位、多大な必要資源、等により、勧告の有効性には相当の不確かさが存在する。それゆえに、この勧告が適用されない状況も生じうる。

このとき、「エビデンスの質」に加え、以下の項目に関して定性的な考察が加えられ、最終

的な判断の材料とされた。ただし、エビデンスの質が「低い」又は「非常に低い」とされた場合、勧告の強さは必ず「暫定的」とされた。

勧告の強さの決定にあたっては、エビデンスの質、利益と損害のバランス、騒音曝露・騒音対策に関する価値判断、資源の利用、問題の優先順位、公平性及び人権、容認性、実行可能性が考慮された項目である。

## 2. 3 勧告

個々の騒音源(道路交通、鉄道、航空機、風力発電施設、ナイトクラブや音楽プレーヤーなど娯楽関連の騒音源(環境省註：環境省事業においては道路交通、鉄道、航空機、風力発電施設に関する章についてのみ調査を実施。))の曝露量の低減、健康改善のための騒音対策に関する具体的な勧告を表4及び表5に、騒音対策に関する勧告の強さを表6に示す。

騒音源	指標	勧告値	勧告の強さ
道路交通騒音	$L_{den}$	53 dB	強い
鉄道騒音		54 dB	強い
航空機騒音		45 dB	強い
風車騒音		45 dB	暫定的

表4 平均的な騒音曝露に関する音源別の騒音の勧告値と勧告の強さ

騒音源	指標	勧告値	勧告の強さ
道路交通騒音	$L_{night}$	45 dB	強い
鉄道騒音		44 dB	強い
航空機騒音		40 dB	強い
風車騒音		—	

表5 夜間の騒音曝露に関する音源別の騒音の勧告値と勧告の強さ

騒音源	勧告の強さ
道路交通騒音	強い
鉄道騒音	強い
航空機騒音	強い
風車騒音	暫定的

表6 騒音対策に関する音源別の勧告の強さ

個々の騒音源の勧告の考え方については、以下のとおり。

### 2. 3. 1 道路交通騒音

#### (1) 平均的な騒音曝露量

道路交通騒音に係る健康影響のエビデンス及びその質については、以下の表7のとおり。

高度の不快感のガイドライン曝露レベルに

基づき、道路交通騒音の平均的な騒音曝露量に関する $L_{den}$ の勧告値を53 dBに設定した。設定に用いたアノイアンスのエビデンスの質が中程度と評価されたため、勧告の強さを「強い」とした。



優先的に扱う健康影響	健康に悪影響を及ぼす定量的リスク	研究間での最低騒音曝露レベル	参加者数(研究数)	エビデンスの質
<b>心臓血管系疾患</b>				
虚血性心疾患の罹患	10 dB の増加に対するリスク比 = 1.08(95%信頼区間: 1.01~1.15)	53 dB	67,224 (7)	高い**** 格上げ: 曝露反応関係
高血圧の罹患	10 dB の増加に対するリスク比 = 0.97 (95%信頼区間: 0.90~1.05)	N/A	32,635 (1)	低い**** 格下げ: バイアス, 1研究のみ
<b>不快感</b>				
高度の不快感の反応率	10 dB の増加に対するオッズ比 = 3.03 (95%信頼区間: 2.59~3.55)	40 dB	34,112 (25)	中程度 格下げ: 非一致性
<b>認知能力障害</b>				
読解・口頭能力	推定しない	N/A	2,844 以上 (1)	非常に低い 格下げ: 非一致性
<b>聴力損失と耳鳴り</b>				
永久性聴力損失	—	—	—	—

表7 道路交通騒音の曝露( $L_{den}$ )による健康影響に関する知見の要約

(2) 夜間騒音曝露量 に関するエビデンス及びガイドライン曝露レベルの要約を表8に示す。  
夜間の道路交通騒音曝露による睡眠妨害に

優先的に扱う健康影響	定量的なリスク	研究間での最低騒音レベル	参加者数(研究数)	エビデンスの質
<b>睡眠への影響</b>				
高度の睡眠妨害	10 dB の増加に対するオッズ比 = 2.13 (95%信頼区間: 1.82~2.48)	35 dB	6,371 (6)	中程度**** 格下げ: 研究の限界, 非一致性 格上げ: 曝露反応関係, 統合推定値

表8 道路交通騒音の曝露( $L_{night}$ )による健康影響に関する知見の要約

睡眠妨害のガイドライン曝露レベルに基づき、 $L_{night}$  の勧告値を45 dBに設定した。そのエビデンスの質は中程度と評価されたため、勧告の強さは「強い」とした。

価値判断、利益と損害、資源の利用、公平性、容認性、実行可能性に関するものが含まれる。さらに、優先度の低い健康影響も考慮した。最終的に、これら全ての要因を評価しても勧告の強さに変更はない。

### (3) 騒音対策

効果的な騒音対策についても検討したところ、道路交通騒音の低減に関する最良の方法が既に示されており、その実行可能性を考慮し、勧告の強さを「強い」とした。道路交通騒音に関する勧告において考慮される他の要因には、

## 2.3.2 鉄道騒音

### (1) 平均的な騒音曝露量

鉄道騒音に係る健康影響のエビデンス及びその質については、以下の表9のとおり。

優先的に扱う健康影響	定量的なリスク	研究間での最低騒音レベル	参加者数(研究数)	エビデンスの質
<b>心臓血管系疾患</b>				
虚血性心疾患の罹患	—	—	—	—
高血圧の罹患	10 dB の増加に対するリスク比 = 0.96 (95%信頼区間: 0.88~1.04)	N/A	7,249 (1)	低い 格下げ: バイアス, 1研究のみ
<b>不快感</b>				
高度の不快感の割合	10 dB の増加に対するオッズ比 = 3.53 (95%信頼区間: 2.83~4.39)	34 dB	10,970 (10)	中程度 格下げ: 非一致性, 非直接性 格上げ: 曝露反応関係
<b>認知能力障害</b>				
読解・口頭能力	—	—	—	—
<b>聴力損失と耳鳴り</b>				
永久性聴力損失	—	—	—	—

表9 鉄道騒音の曝露( $L_{den}$ )による健康影響に関する知見の要約

高度の不快感のガイドライン曝露レベルに基づき、鉄道騒音の平均的な騒音曝露に関する  $L_{den}$  の勧告値を54 dBに設定した。鉄道騒音の健康への悪影響に関するエビデンスの質は中程度と評価されたため、勧告の強さを「強い」とした。

(2) 夜間の騒音曝露量  
鉄道騒音と睡眠妨害に関する5件の横断研究が評価された(表10)。

優先的に扱う健康影響	定量的なリスク	研究間での最低騒音レベル	参加者数(研究数)	エビデンスの質
<b>睡眠への影響</b>				
高度の睡眠妨害	10 dB の増加に対するオッズ比 = 3.06 (95%信頼区間: 2.38~3.93)	33 dB	7,133 (5)	中程度 格下げ: 研究の限界, 非一致性 格上げ: 曝露反応関係, 規模の効果

表10 鉄道騒音の曝露( $L_{night}$ )による健康影響に関する知見の要約

各研究は、健康な成人に対して実施された自己報告に基づく睡眠妨害の調査結果である。 $L_{night}$  が40 dBから65 dBの範囲の研究を対象に分析し、最低レベルである40 dBが勧告値として設定された。

(3) 騒音対策

効果的な騒音対策についてのエビデンスも検討した。その結果、レール削正により鉄道騒音の不快感を低減することができること、

地域社会に騒音対策に関する情報を与える行動的な対策が不快感を低減できることが示された。

鉄道騒音に関する勧告の文脈で考慮された要因には、価値判断、利益と損害、資源の利用、公平性、許容性、実行可能性が含まれる。さらに、優先度の低い健康影響も考慮された。これら全ての要因を評価しても、勧告の強さは「強い」から変更はない。

### 2. 3. 3 航空機騒音

#### (1) 平均的な騒音曝露量

航空機騒音に係る健康影響のエビデンス及びその質については、以下の表11のとおり。

優先的に扱う健康影響	定量的なリスク	研究間での最低騒音レベル	参加者数(研究数)	エビデンスの質
<b>心臓血管系疾患</b>				
虚血性心疾患の罹患	10 dB の増加に対するリスク比 = 1.09 (95%信頼区間: 1.04~1.15)	47 dB	9,619,082 (2)	非常に低い 格下げ: バイアス 格上げ: 曝露反応関係
高血圧の罹患	10 dB の増加に対するリスク比 = 1.00 (95%信頼区間: 0.77~1.30)	N/A	4,712 (1)	低い 格下げ: バイアス, 1 研究のみ
<b>不快感</b>				
高度の不快感の反応率	10 dB の増加に対するオッズ比 = 4.78 (95%信頼区間: 2.27~10.05)	33 dB	17,094 (12)	中程度 格下げ: 非一致性
<b>認知能力障害</b>				
読解・口頭能力	5 dB の増加に対する 1~2 ヶ月の成長の遅れ	約 55 dB	(4)	中程度 格下げ: 非一致性
<b>聴力損失と耳鳴り</b>				
永久性聴力損失	—	—	—	—

表11 航空機騒音の曝露( $L_{den}$ )による健康影響に関する知見の要約

高度の不快感に基づき、航空機騒音の平均的な騒音曝露に関する  $L_{den}$  の勧告値を45 dBに設定した。航空機騒音による健康への悪影響におけるエビデンスの質は中程度と評価されたため、勧告の強さを「強い」とした。

#### (2) 夜間の騒音曝露量

航空機騒音と自己申告に基づく睡眠妨害に関して6件の研究が得られた(表12)。

睡眠妨害に関するエビデンスに基づき、 $L_{night}$

の勧告値を40 dBに設定した。この値は、ガイドライン曝露レベルである3%の高度の睡眠妨害を遙かに超過している。しかし、40 dB未満については信頼できる音響データが得られなかった。ガイドライン曝露レベルに対応する曝露量の推定には曝露反応関数を外挿する必要があるため、勧告値の曝露レベルを40 dB以下に下げないことを決定した。エビデンスの質は中程度と評価されたため、勧告は「強い」に設定された。

優先的に扱う健康影響	定量的なリスク	研究間での最低騒音レベル	参加者数(研究数)	エビデンスの質
<b>睡眠への影響</b>				
高度の睡眠妨害	10 dB の増加に対するオッズ比 = 1.94 (95%信頼区間: 1.61~2.33)	35 dB	6,371 (6)	中程度 格下げ: 研究の限界, 非一致性 格上げ: 曝露反応関係

表12 航空機騒音の曝露( $L_{night}$ )による健康影響に関する知見の要約



(3) 騒音対策

効果的な騒音対策についてのエビデンスも検討したところ、航空機騒音の曝露量を低減することによって、子どもの認知能力障害を減少させ、不快感を減少させることができることが示された。さらに、航空機騒音の低減に関する方法が既に示されており、その実行可能性を考慮し、勧告の強さを「強い」とした。

航空機騒音に関する勧告において考慮されるその他の要因には、価値判断、利益と損害、資源の利用、公平性、容認性、実行可能性に関するものが含まれる。さらに、優先度の低い健康影響も考慮した。これら全ての要因を評価しても、勧告の強さに変更はない。

2. 3. 4 風車騒音

(1) 平均的な騒音曝露量

風車騒音に係る健康影響のエビデンス及びその質については、以下の表13のとおり。

高度の不快感のガイドライン曝露レベルに基づき、風車騒音の平均的な騒音曝露に関する  $L_{den}$  の勧告値を45 dBに設定した。この騒音曝露レベル以下であっても、不快感のリスクが増加する可能性があることを強調したが、エビデンスが十分でないために、他の健康影響のリスクも増加するかいなかについては言及できなかった。このエビデンスの質が低いと評価されたため、勧告を暫定的とした。

優先的に扱う健康影響	定量的なリスク	研究間での最低騒音レベル	参加者数(研究数)	エビデンスの質
<b>心臓血管系疾患</b>				
虚血性心疾患の罹患	—	—	—	—
高血圧の罹患	—	—	—	—
<b>不快感</b>				
高度の不快感の割合	異質性のため利用できない	30 dB	2,481 (4)	低い 格下げ：不一致性，不確実性
<b>認知能力障害</b>				
読解・口頭能力	—	—	—	—
<b>聴力損失と耳鳴り</b>				
永久性聴力損失	—	—	—	—

表13 風車騒音の曝露( $L_{den}$ )による健康影響に関する知見の要約

(2) 夜間の騒音曝露量

夜間風車騒音について6つの横断研究が確認された。睡眠への影響は自己申告に基づくデータによって測定されたため、バイアスの可能性は6つの研究全てにおいて高く、6つの研究の内の5つを用いたメタアナリシスが実施さ

れた(表14)。

オッズ比は有意ではなく、そのエビデンスの質は低いと評価された。エビデンスの質が低いことや異質性が高いことが原因で、夜間の睡眠妨害を解決するための勧告を策定できなかった。

優先的に扱う健康影響	定量的なリスク	研究間での最低騒音レベル	参加者数(研究数)	エビデンスの質
<b>睡眠への影響</b>				
高度の睡眠妨害	10 dB 上昇に対するオッズ比 = 1.60 (95% 信頼区間: 0.86~2.94)	31 dB	3,971 (6)	低い 格下げ：研究の限界，不一致，不精確さ

表14 風車騒音の曝露( $L_{night}$ )による健康影響に関する知見の要約

### (3) 騒音対策

風車騒音の対策の有効性についてのエビデンスを探したが、研究が十分ではないために、風車騒音を低減するための対策や関連経費に関する利用可能な研究はなかった。

## 3. WHO 欧州ガイドラインの留意点

WHO欧州ガイドラインでは、勧告の強さや勧告値が、個々の科学的エビデンスやその質のみでは決定されていないのが大きな特徴の一つであり、エビデンスの質が必ずしも高くない一方で、多くの騒音源において「強い」勧告が設定された。勧告の強さは、エビデンスの質に加え、「利益と損失のバランス」、「価値判断」、「公平性」、等の定性的要因が欧州地域という文脈において考慮された。勧告値は、「判断」に基づく「最小リスク影響量」によって決定された。そもそも、「科学的知見からガイドラインを策定する」プロセスにおいては、国・地域・住民の意思決定や「利益と損失のバランス」、

「価値判断」、「公平性」、等の定性的要因を考慮することが本質的に必要不可欠である。

WHO欧州ガイドラインは、WHOにおける体系的な方法論に基づき、科学的知見を収集、整理、評価し、更に価値判断、公平性、等の定性的要因が考慮されて作成された資料であると考えられる。

## 4. 欧州諸国等へのアンケートの実施

WHO欧州ガイドラインを踏まえた欧州各国の騒音施策の動向に関する調査を行い、各国のWHO欧州ガイドラインに対する認識及び今後の騒音環境施策の方向性などについて情報収集を行った。

調査対象は以下に示す10か国であり、各国の環境省に相当の部門にE-mailでのアンケート調査を実施した。質問内容を図1に示す。

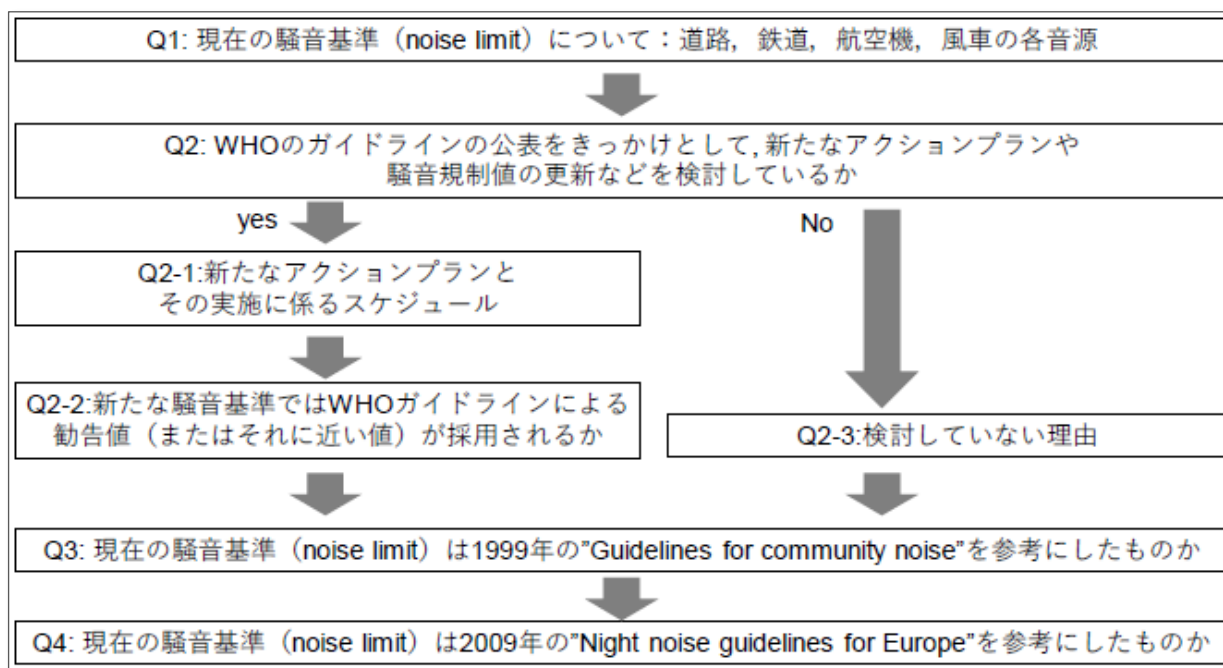


図1 欧州各国への質問内容

<アンケートを送付した国>

- ・イギリス：返信は得られたが、アンケートに対する回答は得られなかった
- ・イタリア
- ・オランダ
- ・スイス：回答あり
- ・スウェーデン：回答あり
- ・デンマーク：回答あり
- ・ドイツ
- ・ノルウェー
- ・フランス
- ・ベルギー

欧州各国の政府機関へのアンケートはスイス、スウェーデン、デンマークより回答が得られたが、他の国からの回答は得られなかったが、

いずれの国もWHO欧州ガイドラインの勧告値をそのまま自国の基準値として採用するといった動きはなかった。スイスに関しては、WHO欧州ガイドラインの曝露反応関数は使用することであったが、追加情報として、「非常に不快」である割合が10%となる $L_{den}$ を採用するわけではないとのことであった。

アンケート以外に欧州における環境騒音の評価研究を行っている研究者1名から得られた情報としても、WHO欧州ガイドラインの勧告値をそのまま自国の基準値として採用するといった動きは見られなかった。



# 騒音・低周波音について

## 第3回：騒音規制法の規制基準

公害等調整委員会事務局

### ■はじめに

本セミナーでは、苦情件数が多い騒音について、公害等調整委員会事務局職員が実務を通じて得られた知見を、地方公共団体の公害関連部局担当職員の方に向けて分かりやすく解説しています。前回セミナー（第2回）では、騒音に係る環境基本法に基づく環境基準について解説しました。本稿では、環境基本法の実施法と位置付けられる騒音規制法の規制基準について解説します。

### 1 騒音規制法の体系

騒音規制法（昭和43年法律第98号。以下「法」という。）においては、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的として、

- ・工場及び事業場における事業活動に伴って発生する相当範囲にわたる騒音
- ・建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音

の規制が講じられ、また、

- ・自動車騒音に係る許容限度の設定等

が行われている。これらは、第2回セミナーで紹介した騒音に係る環境基準を達成するための重要な手段（図1）となっているほか、地域住民からの苦情や相談等に適切に対応するためにも活用されるものである。

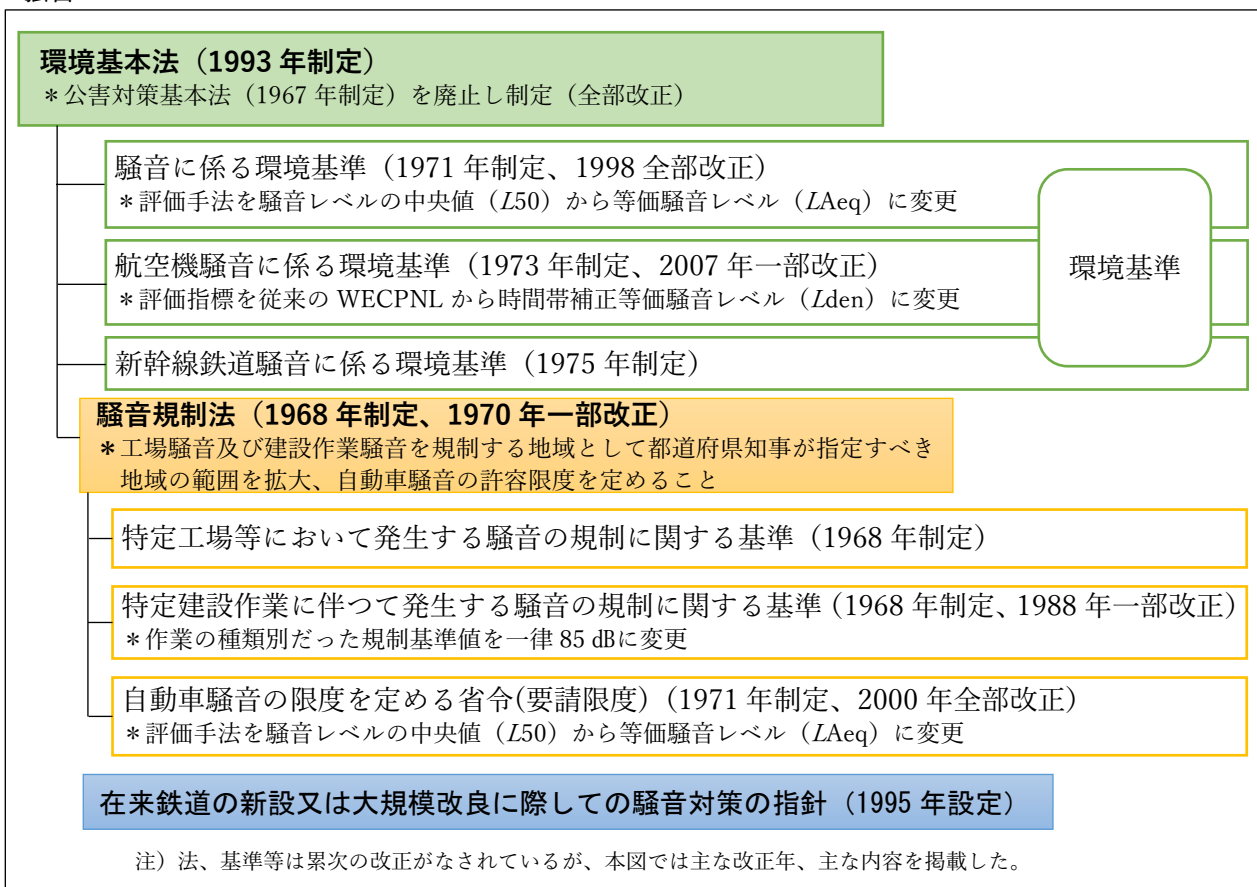


図1 環境騒音に関する規制・基準等の体系

## 2 工場・事業場に対する規制

### (1) 規制の対象

工場・事業場から発生する騒音については、法第5条において「指定地域内に特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない」と規定されている。

ここでいう「指定地域」とは、都道府県知事(市の区域内の地域については、市長。)が、「住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に

伴って発生する騒音について規制する地域として指定した地域」を指し、多くの地方公共団体が都市計画法に基づく用途地域(工業専用地域を除く。)が指定されている。

また、「特定工場等」とは「特定施設を設置する工場又は事業場」のことであり、「特定施設」とは「工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生させる施設であって政令で定めるもの」をいい、騒音規制法施行令(昭和43年政令第324号)により表1に掲げる施設が定められている。現在、全国で約20万の工場・事業場が「特定工場等」としてこの規制の対象となっている。

番号	大分類	小分類
1	金属加工機械	<ul style="list-style-type: none"> <li>・圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5 kW以上のものに限る。)</li> <li>・製管機械</li> <li>・ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75 kW以上のものに限る。)</li> <li>・液圧プレス(矯正プレスを除く。)</li> <li>・機械プレス(呼び加圧能力が294 kN以上のものに限る。)</li> <li>・せん断機(原動機の定格出力が3.75 kW以上のものに限る。)</li> <li>・鍛造機</li> <li>・ワイヤーフォーミングマシン</li> <li>・ブラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。)</li> <li>・タンブラー</li> <li>・切断機(といしを用いるものに限る。)</li> </ul>
2	空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5 kW以上のものに限る。)	
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5 kW以上のものに限る。)	
4	織機(原動機を用いるものに限る。)	
5	建設用資材製造機械	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45 m<sup>3</sup>以上のものに限る。)</li> <li>・アスファルトプラント(混練機の混練重量が200 kg以上のものに限る。)</li> </ul>
6	穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5 kW以上のものに限る。)	
7	木材加工機械	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドラムバーカー</li> <li>・チップパー(原動機の定格出力の合計が2.25 kW以上のものに限る。)</li> <li>・碎木機</li> <li>・帯のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15 kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25 kW以上のものに限る。)</li> <li>・丸のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15 kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25 kW以上のものに限る。)</li> <li>・かんな盤(原動機の定格出力の合計が2.25 kW以上のものに限る。)</li> </ul>
8	抄紙機	
9	印刷機械(原動機を用いるものに限る。)	
10	合成樹脂用射出成形機	
11	鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)	

表1 騒音規制法の特定施設

(2) 規制基準

法第5条に規定されている「規制基準」とは、「特定工場等において発生する騒音の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度」と定義されている。

国は、「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号)について表2に示す内容を告示しており、具体的な区域、時間の区分及び基準値は、都道府県知事(市の区域内の地域について

は、市長。)がこの表に示す基準の範囲内で定めることとなっている。これに従って都道府県において、区域に関しては都市計画法の各種の用途地域(例えば、第1種:低層住居専用地域、第2種:中高層住居専用地域、住居地域及び準住居地域、第3種:近隣商業地域、商業地域及び準工業地域、第4種:工業地域)が、時間の区分に関しては具体的な時間帯(例えば、朝:6時~8時、昼間:8時~19時、夕:19時~23時、夜間:23時~6時等)が設定されている。

区域の区分		規制基準		
		昼間	朝・夕	夜間
第1種区域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保全を必要とする区域	45~50 dB	40~45 dB	40~45 dB
第2種区域	住居の用に供されているため、静穏の保全を必要とする区域	50~60 dB	45~50 dB	40~50 dB
第3種区域	住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域	60~65 dB	55~65 dB	50~55 dB
第4種区域	主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域	65~70 dB	60~70 dB	55~65 dB

昼間:午前7時又は8時~午後6時、7時又は8時      朝:午前5時又は6時~午前7時又は8時  
 夕:午後6時、7時又は8時~午後9時、10時又は11時      夜間:午後9時、10時又は11時~午前5時又は6時

※ 第2、3、4種区域内の学校、保育所、病院、診療所(患者を入院させるための施設を有するもの)、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内における当該基準は、都道府県知事(市の区域内の区域については、市長。)が5dB減じることができる。

表2 特定工場等における規制基準

規制基準は、その定義から分かるように、直接的には「特定施設」にではなく「特定工場等」に課せられているものであり、また「敷地の境界線」において遵守されるべきものであるため、基準をクリアするための方策には数多くの選択肢があり得る。例えば、

- ・規模の小さな(発生する騒音が小さな)特定施設を導入する
- ・規模の大きな特定施設を設置する場合は敷地境界から遠い位置に設置する
- ・規模の大きな特定施設を設置した場合でも騒音の出にくいような稼働条件で稼働させる

・敷地内の建屋の壁を遮音機能の高いものにする  
 などがあり得る。一方、「特定工場等」単位で規制されていることから、工場騒音の規制は、施設単位ではなく、工場単位で行われるものである。そのため、特定施設以外の施設に係るものも含め、特定工場等から発生する全ての騒音が適用の対象となり、騒音の合算で規制基準を遵守する必要があるということになる。



**(3) 規制基準を担保する仕組み**

**①特定施設の設置は事前の届出が必要**

指定地域内において工場又は事業場に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、特定施設の種類ごとの数、騒音の防止の方法等を市町村長に届け出なければならないとされている(法第6条第1項)。

**②届出がなされた内容は騒音防止の観点からチェックされ、場合によっては勧告が発せられる**

市町村長は、届出があった場合において、その届出に係る特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる(法第9条)。

**③操業開始後に特定工場等において発生する騒音が問題となった場合には改善勧告が発せられる可能性がある**

市町村長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる(法第12条第1項)。

**④改善勧告に従わない場合には、改善命令を受ける**

市町村長は、上記②の勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、③の勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、

②又は③の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができるとされている(同条第2項)。

**(4) 測定・評価方法**

特定工場等からの騒音が規制基準に適合しているかどうかを判定する測定においては、計量法(平成4年法律第51号)第71条の条件に合格した騒音計を用い、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いる。また、測定は、日本産業規格で定められた方法(JIS-Z8731)で行うとされている。

法に基づく規制基準に適合しているかどうかは、音の時間的変化に合わせて下記の4つのタイプによって判定する(この点は一般地域等に対する環境基準への適合状況の判定とは異なる)。騒音の大きさは、具体的に次により決定するとされている。

- ・騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値
  - ・騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値
  - ・騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値
  - ・騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値
- なお、「90%レンジ」というのは、測定値の高い方の5%と低い方の5%を除いた中央の90%の測定値の幅、ということなので、「90%レンジの上端の数値」というのは、測定値の高い方の5%を除外したあとの最大値(第1回セミナーで紹介された「L5」ということになる)。

### 3 建設工事に対する規制

#### (1) 規制の対象・規制の仕組み

法により規制を受ける建設作業は「特定建設作業」と呼ばれ、「建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であって政令で定めるもの」と定義され、騒音規制法施行令により表3に掲げる作業がリストアップされている。

特定建設作業も実施に当たって事前の届出が必要であり、指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、その特定建設作業の開始の日の7日前までに特定建設作業の場所及び実施の期間、騒音の防止の方法等を市町村長に届け出なければならない（法第14条第1項）。ここでの「指定地域」とは、工場・事業場の場合のものと同じである。全国では年間8～9万件の建設工事について、この届出がなされている。

特定建設作業を開始した後に騒音が問題とな

った場合には改善勧告が発せられる可能性がある。市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する騒音が「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」に適合しないことにより周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる（法第15条第1項）。また、市町村長は、勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる（同条第2項）。

作業	
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業

表3 騒音規制法施行令が掲げる特定建設作業

**(2) 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準**

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」として、国から表4に示す内容が告示されている。御覧いただければ分かるとおり、単に騒音の大きさについての基準が示されているだけではなく、作業時間帯、1日当たりの延べ作業時間、連続作業時間及び日曜・休日の作業の可否についての基準も示されている。

騒音の大きさの基準は特定建設作業の場所の敷地の境界線において適用されるものであり、また、連続作業時間の基準は同一場所における連続作業時間に対して適用されるものである。

この告示に基づき、多くの都道府県知事・市長により、都市計画法に基づく用途地域のほとんどが第1号区域として指定され、第2号区域として

は工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以外の区域が指定されている。

この基準に関しては、災害その他非常事態の発生により当該建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合等、一部について適用を除外している。詳細については「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号）を参照いただきたい。

**(3) 測定・評価方法**

特定建設作業に伴って発生する騒音が規制基準に適合しているかどうかを判定する測定及び評価の方法は、特定工場等の場合において示した測定・評価方法と同様である。

区域	区域の区分	騒音の大きさ	作業時間帯	1日当たり作業時間	作業時間(注1)	作業日
第1号	指定地域のうち、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事(市の区域内の区域については、市長。)が指定した区域(注2)	敷地境界において85dBを超えないこと	午後7時～午前7時に行われないこと	10時間以内	連続6日以内	日曜日、その他の休日でないこと
第2号	指定地域のうち第1号区域以外の区域		午後10時～午前6時に行われないこと	14時間以内		

(注1) 同一場所における連続作業時間。

(注2) ・良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

・住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

・住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域

・学校、保育所、病院、診療所(患者を入院させるための施設を有するもの)、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80mの区域内

(注3) 災害その他の非常事態の発生により特定建設作業を行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合等、一部適用除外あり。

**表4 騒音規制法に基づく特定建設作業に対する規制基準についての国の告示**



#### 4 自動車騒音に係る要請限度

自動車騒音に関しては、法の制定当初は規制の対象とされていなかったが、昭和46年(1971年)に、自動車単体が発生する騒音の大きさについての「許容限度」と、道路施設への規制として「要請限度」が定められた。前者は、個々の自動車が一定の条件で走行する場合に発生する騒音に対する規制であり、自動車メーカーに遵守が求められるものなので本セミナーでは紹介は省略し、後者の「要請の限度」について解説する。

市町村長は、指定地域について、騒音の大きさの測定を行った場合において、指定地域内における自動車騒音が環境省令で定める限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする(法第17条第1項)。

この環境省令(騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成12年3月2日総理府令第15号))で定める限度及び同省令に基づき都道府県知事等が当てはめた地域は、表5のとおりである。

この表で示されている地域の区分等は、第2回セミナーで紹介した「一般地域及び道路に面する地域に対する環境基準」の地域の区分等と非常に類似しており、騒音レベルの数値が異なっているだけとの印象を受けるが、環境基準はその数値基準を超えている状態が直ちに行政措置に結びつくものではないのに対し、本要請限度は、環境省令で定める限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、市町村長が法に基づく要請をすることになるという点で性格が異なっている。

道路交通法の規定による措置とは、信号機又は道路標識等の改定による交通整理、歩行者や車両の通行の禁止、最高速度の制限等である。

また、表5の定めにかかわらず、学校、病院等特に静穏を必要とする施設が集合して設置されている区域又は幹線交通を担う道路の区間の全部又は一部に面する区域に係る限度は、都道府県知事(市の区域内の区域に係る限度については、市長。)及び都道府県公安委員会が協議して定める自動車騒音の大きさとする事ができるとされている(上記環境省令第4条)。

区域の区分	都道府県知事等による当てはめ地域*	車線	要請限度	
			昼間 (6AM ~10PM)	夜間 (10PM ~6AM)
a区域(専ら住居の用に供される区域として都道府県知事(市の区域内の区域については、市長。)が定めた区域)	第1種、第2種低層住居 専用地域 第1種、第2種中高層 住居専用地域 田園住居地域	1車線を有する道路に 面する区域	65dB	55dB
		2車線以上の車線を有 する道路に面する区域	70dB	65dB
b区域(主として住居の用に供される区域として都道府県知事(市の区域内の区域については、市長。)が定めた区域)	第1種、第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない 地域	1車線を有する道路に 面する区域	65dB	55dB
		2車線以上の車線を有 する道路に面する区域	75dB	70dB
c区域(相当数の住居と併せて、商業、工業等の用に供される区域として都道府県知事(市の区域内の区域については、市長。)が定めた区域)	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	車線を有する道路に面 する地域	75dB	70dB
幹線交通を担う道路に近 接する区域			75dB	70dB

\* 全ての地方公共団体についてはないが、多くの地方公共団体で採用されている当てはめ。

表5 自動車騒音に係る環境省令で定める要請限度及び都道府県知事等による地域の当てはめ

## 5 騒音規制法と地方公共団体の条例との関係

騒音に関する苦情相談等の案件では、法に基づく規制以外に条例に基づく規制も関係してくる場合があります、法と条例の関係について疑問を持たれることもあると思う。法は第27条第2項において「この法律の規定は、地方公共団体が、指定地域内に設置される工場若しくは事業場であって特定工場等以外のもの又は指定地域内において建設工事として行われる作業であって特定建設作業以外のものについて、その工場若しくは事業場において発生する騒音又はその作業に伴って発生する騒音に関し、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。」旨を定めており、いわゆる「横出し規制」が明示的に認められている。騒音規制は歴史的に、いくつかの都道府県等において条例による規制が法規制に先行して導入されてきた

という経緯があり、この規定は、法制定時に既存の条例規制に配慮するという意味合いも込めて置かれているものである。

この規定に対応して都道府県を中心に横出し規制などの条例が制定されており、法で規制されていない種類の施設、工場・事業場や建設作業に対して、届出を課す、騒音の大きさに係る規制基準を設ける等の必要な規制が導入されている。

また、地方公共団体の中には、騒音規制法で規制されていない種類の行為や事業形態、例えばカラオケ、拡声器の使用、大型小売店の夜間営業等について騒音発生防止の観点から独自の規制条例を定めているところもある。さらに、条例以外の要綱等を制定して事業者指導等の根拠としている地方公共団体もあり、地域ごとの実情に応じた様々な騒音問題対応の手段が用意されている。

### ■次回予定

次回の誌上セミナー「騒音・低周波音について」（第4回）では、低周波音苦情への対応のための参照値、判例における受忍限度等の紹介を予定しています。引き続き御活用ください。

最初に、生駒市の紹介をさせていただきます。

本市は周囲約 60 キロメートル、面積 53.15 平方キロメートル、奈良県の北西端に位置し、大阪府と京都府に接しています。西に標高 642 メートルの生駒山を主峰とする生駒山地が、東に矢田丘陵と西の京丘陵があり、そこに広がる本市は、東西約 8.0 キロメートル、南北約 15.0 キロメートルと南北に細長い形をしています。自然環境の良さや交通の利便性から人口は伸び、平成 2 年に県下 3 番目の 10 万都市となり、現在、約 12 万人の市民が住んでいます。

有名なものといえば「高山茶釜」があります。茶釜は、室町時代から伝えられる技法を用い、茶釜師の巧みな手さばきと長年の勘に頼るもので、伝統的工芸品に指定されています。ほかにも、茶道具、編み針などの竹製品の製造が盛んです。



高山茶釜と菓子

街のシンボル生駒山には、山頂に京阪神一円に電波を発しているテレビアンテナ群や、遊園

地があり、一年を通じてたくさんの人でにぎわっています。また、大阪平野、大和盆地を眼下に見下ろす山頂からの眺望が見事で、夜景も特に美しいことで知られています。

生駒山の南には、その昔芭蕉が歩いたことで知られる暗がり峠越えの道（暗峠）があります。今も石畳が残り、当時をしのぶことができます。また、市の北部にはバーベキュー、ボート遊びなどが楽しめるくろんど池があり、観光シーズンには家族連れやハイキング客などでにぎわいをみせます。

また、令和元年 7 月には、国連が定める「持続可能な開発目標 (SDGs)」の達成に向けた優れた取組を提案した自治体として「SDGs 未来都市」に選定されました。

公害苦情処理の所管課である市民部環境保全課には、15 名が在籍しており、そのうち保全係 6 名が公害苦情処理、騒音・振動等の各種届出、環境調査、企業との環境保全協定締結といった業務のほか、火葬場の管理業務、環境美化の推進、犬の登録や狂犬病の予防注射などに関する業務を担っております。

近年公害の苦情件数は減少傾向にあり、令和元年度に寄せられた公害苦情件数は 12 件で、騒音が 7 件と最も多く、水質汚濁が 5 件という内訳となっています。苦情の申立方法としては、近年はメールによる申立てが多くなっています。夜間や休日等にメールで苦情が寄せられている



場合、翌朝や休日明けにメールに気づき、それから対処することになります。このため、初動が遅れることにより原因調査ができないことや、メールでは情報が不足して場所を特定できないことがあります。

また、匿名での苦情申立も多く、再度の確認ができないこと等が原因で、解決が困難になる事例や時間を要する事例が多くなっています。

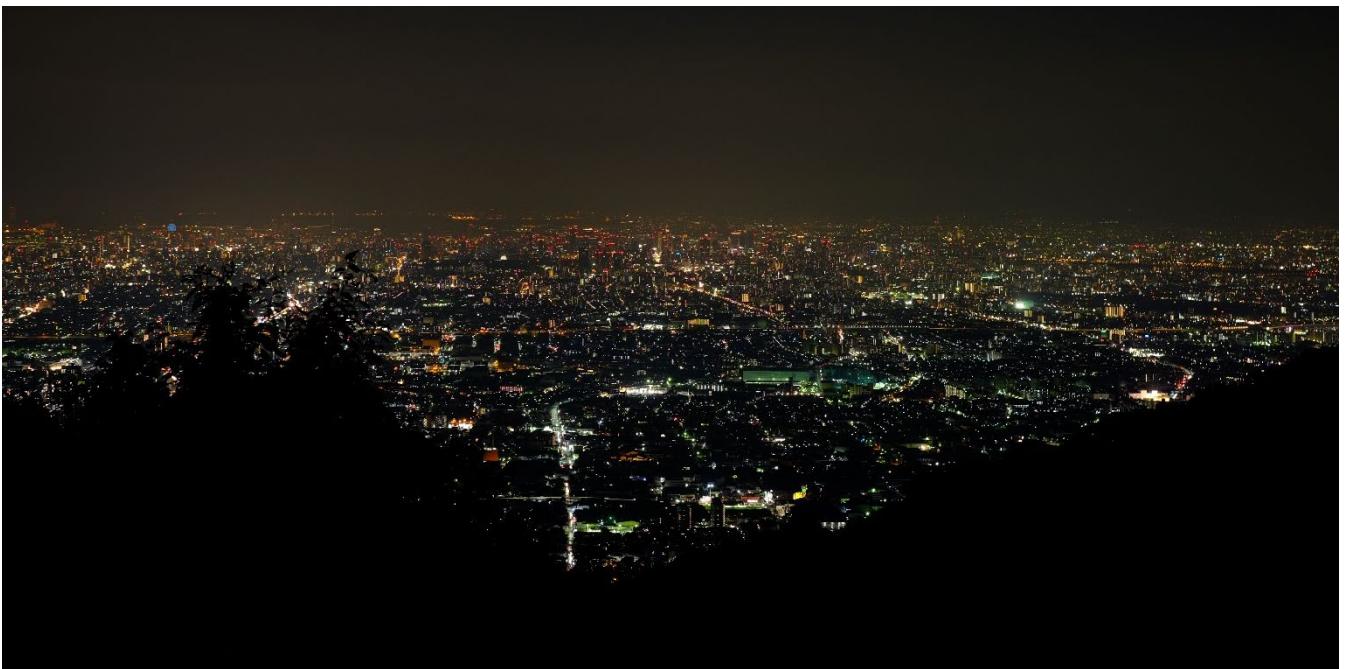
以前から多い大気汚染に関する苦情の大半は、「野焼き」に関するものです。農業者が行う稲わら等の焼却であって、農業のためやむを得ないものは、例外的に認められていることから、周辺への配慮をお願いするのみにとどまる場合が多く、対応が難しいと感じているところです。

近隣問題の解決には申立人と原因者の対話が理想的ですが、以前に比べて近所付き合いが希

薄になり、対話が難しくなっていることから、この種の苦情が増加しているのが現状です。

騒音の発生源については、建設作業によるものが多くを占め、特定建設作業に該当するものやそうでないものの双方がありますが、近年は特定建設作業に該当しない作業に伴う騒音による苦情が増えています。そのような場合は、行政指導による対応に限界があります。そのため、規制基準がない事業所に対する苦情や生活騒音等の近隣問題による苦情の際には、申立人が納得する形で終わることが少ないのが現状です。

しっかりと話を聴くことで、申立人が本当に望んでいることが何かを把握すること、そしてその中から解決の糸口をつかんだらそれに向けて迅速に動くことを基本とし、今後とも公害苦情の解決に努めてまいります。



生駒山からの夜景

## がんばってまーす

### 関係部署との連携を大切に



群馬県前橋市環境部環境森林課環境保全係技師

もみやま たかゆき  
稲山 堯之

前橋市は群馬県の中央部よりやや南、東京から北西約100kmの地点にあります。市域の北部は上毛三山の雄、赤城山に至り、市内での標高の最高地点は1,823m、最低地点は64mで、北南にかけてゆるやかな傾斜地をなしています。市の中央部から南部にかけて関東平野の平坦地が広がり、本市を両分する形で利根川が南流し、両側に市街地が開けています。

本市の人口は、明治25年市制施行当時は31,967人でしたが、その後の町村合併等により市域も拡大し、令和2年3月末現在では335,360人、世帯数は150,328世帯となっています。

本市は北・西部を赤城山や榛名山、さらに上信越の県境の山々に囲まれ、年間降水量は比較的少なく内陸性の気候を帯びています。年間の平均気温は14度～15度ですが、気温の差が大きいため四季の変化に富んでいます。夏季は、関東平野の南東風の流入で気温は高く、しばしば激しい雷がおこります。また、冬季は、晴天が多く北西の乾燥した強い季節風が吹き、俗に「上州のからっ風」と呼ばれています。

これらの立地や利根川水系の恵まれた水利を活用して、古くから米麦の栽培や養蚕が盛んです。現在は、梨やイチゴ、きゅうりなどの他、周辺町村の合併も影響し畜産業が盛んで、特に肉豚は市町村単位の畜産販売農家数で全国2位とトップレベルです。前橋市では、これらの質の高い農産物についてブランド価値を高めるため、「赤城の恵み」ブランドの認証制度や、市内の飲食店が考案した豚肉を使ったメニューの人気を争う「T-1 グランプリ」を企画し、市の

農産物を県内外にアピールしています。前橋市にお越しの際は、とてもおいしい前橋の豚肉を使ったソースかつ丼を是非お召し上がりください。



前橋名物「ソースかつ丼」  
(前橋観光コンベンション協会提供)

それでは、私が所属する環境保全係について説明します。係には係長以下7名が在籍し公害苦情全般の対応をしております。相談は電話が6割ほど、窓口とメールがそれぞれ2割ほどの割合で寄せられており、最近は匿名でのメール相談が増えている傾向です。相談を受けた際の対応は2名1組で行います。原則は電話等を受け付けた職員が対応しますが、案件によってはベテランと若手職員を組み合わせるなどの調整を行います。令和元年度の苦情件数は133件であり、最も多いのは大気汚染関係の苦情で70件、次いで騒音関係が29件となっています。大気汚染の苦情相談のほとんどはいわゆる「野焼き」に関する苦情であり、騒音の苦情相談は工場・事業場からの騒音や建設現場からの騒音に関する苦情が多数を占めています。



相談が一番多い「野焼き」に関する苦情対応について御紹介します。苦情内容の多くは、苦情者の近所の家の敷地内や畑での野焼きによって、煙やにおいに困っているというものです。苦情者からの連絡を受けた際、まず現地に向かい状況の確認を行います。現地で焼却行為を視認でき行為者が特定できた場合は行為者との接触を図ります。

ほとんどの事例では、大気汚染防止法や悪臭防止法では対応できない内容であるため、苦情があったことを伝え、焼却を早めに終わらせることや風向き等に気を付けるなどをお願いする形で対応しています。それでもやめる気配がない場合や、規模が大きく周辺への影響が大きいと判断した場合は、廃棄物処理法を管轄する廃棄物部署と連携し、より強い指導を行うようにしています。

これは実際に私に対応した事例ですが、近くで黒い煙を出して野焼きをしているので指導してほしいとの連絡があり、現場に向かいました。現場は個人が所有する畑で、肥料が入っていたビニール袋や耕作道具が散乱していました。行為者はそれらのごみをドラム缶を用いて燃やしており、プラスチック類を燃やしていたため黒い煙が出ていました。行為者がいたため事情を聞き、焼却をやめるよう求めると、行為者は聞く耳を持たず、野焼きに関する注意喚起のチラシを渡してもそれをドラム缶に入れるなど、行為をやめる気配がなかったため廃棄物部署に応援を要請しました。合流後改めて行為者と接触し粘り強くやり取りを行ったところ、ドラム缶への投入をやめ、散らかったごみをごみ袋に入れまとめようになりました。これ以降、本係と廃棄物部署で度々現場のパトロールを行いましたが、畑は整理され、ドラム缶も片づけられ焼却行為は行われなくなりました。

このように本係職員だけではなかなか手に負えない事例についても、別の法令を管轄する関係部署と連携することによって解決につながら

れたケースは度々あります。廃棄物部署だけでなく、事例によっては農政部署や消防局などとも連携して対処して行くこともあります。また野焼きだけではなく、悪臭関係の苦情に対しては農政部署、騒音関係の苦情については建築指導部署など他の公害苦情についても横の連携をとって解決に向かうよう行動しています。

ところで、皆さまの自治体では、昨今の新型コロナウイルスの影響によって公害苦情について変化はありますでしょうか。前橋市では令和2年度は、9月末の段階で、対応している苦情相談が100件を超えており、私が配属された平成30年4月以降と比べて、相談件数が格段に多くなっていると感じています。内容も騒音や悪臭等の感覚的な苦情の割合が増えています。在宅勤務の増加などの生活環境の変化により、家にいる時間が増えたことで自宅周辺の環境公害に気づきやすくなっていることが要因かと考えられます。実際に、いつもであれば会社にいる時間帯に家で仕事をしているので、近所の工場で稼働している機械がうるさく、仕事に集中できないといった内容の苦情も寄せられています。

今後も生活環境の変化は継続してくものと思われれます。それに伴う苦情対応の変化にも、課内や関係部署との連携やコミュニケーションを大事にして、対応していきたいと考えています。



おおぬま  
大沼と赤城山

(前橋観光コンベンション協会提供)

## がんばってまーす

### 公害苦情相談対応の難しさ



熊本県天草市市民生活部市民環境課市民環境政策係主事

はらだ りきと  
原田 力登

皆さん、こんにちは。私は、熊本県天草市市民環境課の原田です。市役所に入って2年目でまだまだ知識や経験が少ないので、公害苦情相談の対応に日々、苦戦しています。

まず、天草市の紹介をさせていただきます。平成18年3月27日に2市8町が合併し誕生した天草市は、熊本県南西部に位置し、周囲を美しく美しい海に囲まれた天草<sup>かみしま</sup>上島と天草<sup>しもしま</sup>下島及び御所<sup>ごしょうらじま</sup>浦島などで構成する天草諸島の中心部に位置しています。面積は、683.82平方キロメートル（令和元年10月1日現在）で県内最大を誇ります。

産業面では、温暖な気候を活かした農業や、豊かな水産資源を活かした漁業を主として発展してきました。また、イルカウォッチングや日本最大級の恐竜の化石が発見された恐竜の島、世界文化遺産に登録された崎津<sup>さきつ</sup>集落など、自然と文化に育まれた島で、海の幸、山の幸の旬の食材を楽しむことができ、当地ならではの魅力を持っています。



世界文化遺産「崎津集落」  
(天草地方の潜伏キリシタン関連遺産)

私が所属している市民環境課では、公害以外にも、犬や猫、雑草、ハチの巣などの生活環境に関する苦情相談が寄せられます。また、苦情相談の内容は、法令等に則って対応しなければならないものから、住民間の心情的なトラブルによるものまで様々です。公害苦情では、解体工事などの騒音、家畜の糞尿や野焼きなどの悪臭、河川での魚のへい死などの相談があります。

今年度、騒音について相談のあった事例について紹介させていただきます。ある日、家の近くで建物の解体工事を行っており音がうるさいという苦情相談がありました。解体工事は、事前連絡もなく突然1週間ほど前から始まり、昼休憩であるはずの正午から午後1時の間も重機を動かしており、騒音のせいでゆっくり休むことができないとのことで、相談者はお怒りでした。今も重機を動かしているとのことでしたので、電話後すぐに現場へ向かいました。現場に到着したところ、確かに解体工事が行われており、作業に伴う大きな音がしていました。解体工事に使用している重機を確認したところ、騒音規制法の特定建設作業に該当するバックホウで作業が行われていました。現場の作業員に、近隣の住民から解体工事の騒音について苦情があったことを伝え、特定建設作業の届出を行っているか確認を行ったところ、元請け業者に事情を説明し、市役所に連絡すると回答がありました。帰宅後、すぐに元請け業者が窓口に来庁され、苦情の詳しい内容を教えてほしいとのことであったため、相談者は事前連絡もなく突然解体工事が始まったことや、昼休み中も作業が



行われ騒音でゆっくり休むことができないことに不満を持たれていることを説明しました。元請け業者は、解体工事の事前説明を周辺の住民に行っていたようでしたが、今回このような苦情があったので改めて相談者のお宅にお詫びと解体工事の説明に伺いたいとのことでした。また、特定建設作業の届出について把握されていなかったため、届出を提出するよう指導すると共に届出方法の説明を行いました。翌日、元請け業者から特定建設作業実施届出書が提出され、併せて相談者に対してお詫びと説明を行い、昼休み中は解体工事を行わないことで相談者に納得していただいたと説明がありました。苦情相談後、速やかに対応できたことが解決へとつながりました。

私は、この苦情相談が解決できたポイントは2つあったと思います。1つ目は、苦情相談後すぐに現場に向かい対応を行ったことです。もし、対応が遅れていれば、相談者の不満が大きくなり更なるトラブルへ発展していたかもしれません。そして2つ目は、解体業者が苦情を真摯に受け止め、迅速に対応されたことです。苦情をお伝えした後すぐに相談者のお宅に伺い、お詫びと説明、相談者への配慮をされたことでスムーズに苦情解決をすることができました。

今回、解決できた公害苦情相談について御紹介させていただきましたが、解決できなかった公害苦情相談もあります。公害苦情相談のうち解決が難しいのは、法律で規制されていない公害の相談です。このような相談の場合、騒音や悪臭を発生させている対象者に法律に基づいた指導を行うことができません。そのため、市からは、対象者に周囲に配慮していただくようお願いしています。対象者に公害の発生を改善していただければ解決へとつながりますが、応じていただけない場合、解決が難しくなります。また、騒音や悪臭といった公害は、人によって感じ方が異なったり時間帯で変化したりするので、市のみでの対応では難しいことがあります。例え

ば、騒音や悪臭についての相談があり現場に行ってみると音やにおいを感じず、周辺に住んでいる方にお伺いしても騒音や悪臭は気にならないと言われることがあります。このような場合、騒音や悪臭が天候や時間帯によって変化することを考慮し、夜中でも対応できる警察など他の機関と連携を行い対応する必要があります。

私は、1年にわたり公害苦情相談の担当を行ってきて、苦情を解決するためには、迅速に対応すること、市として公平な立場で苦情相談の対応を行うこと、保健所や警察など他の機関と上手く連携を行うことが重要であると理解し、そのように心がけています。相談後すぐに現場へ向かうなどの対応を行うことで、相談者は気持ち落ち着かれることが多く、トラブルが大きくなることを防ぐことができます。そして、市は公平な立場にあるため、相談者の主張だけを聞いて漠然と対応するのではなく、現場の確認や相手の主張も聞いた上で、指導などを行う必要があると思います。さらに、市だけでは解決できない苦情相談もあるので、保健所や警察などの他の機関と上手く連携し、対応の範囲を広げることも重要であると思いました。

私はまだまだ経験が浅く、勉強しなければならないことがたくさんありますが、公害苦情相談に対してより良い対応を行えるようにこれからも頑張っていきたいと思っています。



いづわまちふたえ  
五和町二江沖のイルカウォッチング

# 地方公共団体の気候変動対策

環境省大臣官房環境計画課

## 1. 国の「地球温暖化対策計画」と「地方公共団体実行計画」

「地球温暖化の進行」が私たちの生活環境の中に大きな影響を及ぼすのは、数十年後のことと言われていたが、最近の台風の大型化や異常気象などに代表されるように、想像以上のスピードで、その影響は身近に迫ってきている。

2015年にパリで開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議」（通称 COP21）では、2020年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みとなる「パリ協定」が採択され、日本の温室効果ガス排出量の削減目標は、2013年比で「2030年の温室効果ガス排出量を26%削減すること」になった。

「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定）は、国の削減目標を達成するための政策をまとめたものであり、国の「計画」に基づき、地方公共団体が2030年を視野に入れ、温室効果ガスを削減するため、住民や企業などに率先して実行する施策を取りまとめた中長期的な計画が「地方公共団体実行計画」である。

個人の取組はもちろんのこと、国、地方公共団体が意欲的な目標を掲げ、具体的な地球温暖化対策を早急かつ着実に進めていくことが求められている。

## 2. 「地方公共団体実行計画」制度とは

「地方公共団体実行計画」は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）第21条に基づき、都道府県及び市町村に対し、地域における地球温暖化対策の推進のために策定が求められる

計画である。また、特別区、一部事務組合及び広域連合にも温対法第21条が準用され、同計画の策定が求められる。

この「地方公共団体実行計画」は、大きく分けて「事務事業編」及び「区域施策編」の2つから構成される。

### (1) 「事務事業編」について

「事務事業編」は、地方公共団体の施設・事業からの排出、すなわち事業者としての地方公共団体の温室効果ガスの「排出量の削減」及び「吸収作用の保全及び強化」のための措置に関する計画である。計画内容は、国の「地球温暖化対策計画」に即する必要があり、温対法第21条第1項に基づく計画である。

全国の公共施設の数、都道府県全体で約10万棟、市町村全体では約33万棟にも上ると言われており、全国約43万棟を超える公共施設で再生可能エネルギーの導入や省エネを進めると、日本全国として大きな削減量になることから、計画的に取組を進めることは、国の計画上も非常に重要となる。

さらに、公共施設は住民生活にとって欠かすことができない場所であり、地元の事業者や住民も利用する場所であることから、地方公共団体が温暖化対策に率先して取り組むことで、住民や事業者の温暖化対策をリードし、日本の温室効果ガス削減に大きく貢献することになる。

この「事務事業編」は、全ての都道府県及び市町村に策定が義務付けられている。また、特別区、一部事務組合及び広域連合にも地方自治法第292条に基づき温対法第21条が準用されるため、「事務事業編」の策定が義務付けられている。

# 1. 事務事業編の概要

## 基本的な考え方

○事務事業編は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき策定するものであり、事務事業編を策定・実施することで、温室効果ガスの排出量の削減等が期待されます。

## 事務事業編とは

地方公共団体が行っている事務・事業に関し、「温室効果ガスの排出量の削減」（庁舎をはじめとする公共施設での省エネルギー対策等）と「温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化」（公有林における間伐等の森林吸収源対策等）に取り組むための計画です。

## 事務事業編と関連の深い他の制度など

- ▶地球温暖化対策推進法における温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度に基づく報告等
- ▶省エネ法における定期報告等
- ▶ISO14001などの環境マネジメントシステム

## ■対象範囲

基本的に、地方公共団体の事務事業の全てが対象となる。

これは、温対法に基づく「温室効果ガス総排出量の算定範囲」よりも範囲が広く、つまり、温室効果ガスの「排出量の削減」及び「吸収作用の保全及び強化」のための措置が、温対法に基づく算定範囲を越えて「事務事業編」には含まれることになる。グリーン購入やグリーン契約、「フロン類の排出抑制」などに取り組むことも想定される。

## ■策定に向けたポイント

地方公共団体が行う全ての事務事業を対象とするため、策定に当たっては、まず、全ての部局を巻き込んだ体制を整えることが必要である。計画の内容が公共施設や公用車に関する取組が中心となるため、特に、管財部局や営繕部局などとの連携が不可欠となる。

また、副次的な効果として、光熱水費の削減、

庁舎管理の高度化・効率化など、環境面以外のメリットも期待できる。

まずは、策定や改定のための体制を整え、PDCA サイクルを回し進捗管理を行うことにより、温室効果ガス総排出量の把握方法、削減目標の設定方法、目標達成に向けた措置、PDCA サイクルの仕組みなどを検討し、「事務事業編」を策定する必要がある。

なお、「事務事業編」を策定した際は公表することが義務付けられている（温対法第 21 条第 8 項）。

## ■温室効果ガス総排出量に関する数量的な目標

国から数値的な目標を課すことはなく、基本的に地方公共団体が地域の実情に合わせて目標を設定することになる。

目標設定の方法としては、国の「地球温暖化対策計画の削減目標」に即して数値目標を設定する方法と、当該地方公共団体の削減ポテンシャルに基づき目標水準を検討し、実際に建物の



情報などを調べた上で、削減見込み量を計算し、数値目標を設定する方法がある。

いずれの方法にもメリットとデメリットがある。前者の方法では、削減目標の数値を決めやすいというメリットがあるが、国の数値目標は全国平均的な見地から設定されていることから、全ての地方公共団体で必ずしも同じように削減できるとは限らないというデメリットがある。一方、後者の削減ポテンシャルを積み上げる方法では、非常に多くの手間をかけることにより、合理性が高まり信頼できる目標にはなるというメリットはあるが、庁舎の建て替えや公共施設の再編などをどのように計算するのか、あるいは、保有施設が非常に多い場合、全ての施設についてポテンシャルを計算することは、実務上、現実的ではないとデメリットもある。これら両者の折衷案で削減目標を検討する方法も考えられる。

## ■ PDCA サイクルによる進捗管理

「事務事業編」は、策定して終わり、ではなく、PDCA サイクルにより進捗管理を行い、適切な措置が講じられ、その結果、温室効果ガス排出量の削減につながっていることなどをチェックすることが重要となる。

具体的には、年間を通じて研修を開催し、全部局と連携して温暖化対策を進め、活動実績、排出量などを集計し、また、必要に応じて監査や外部有識者からの意見を聞き、PDCA サイクルを回していく必要がある。有識者から意見を聞くことは必須ではないが、より高度な取組を検討する場合は、取り入れていただくことをお願いしている。

Plan においては、基本情報の整理、計画策定、実施、評価体制構築、排出量推計、削減目標設定、目標達成のための対策施策の検討、公表を行う。

Do は、対策施策であり、毎年の事業を検討、実施し、進捗管理を踏まえて必要に応じて改善し、Check において計画期間全体の評価を行う。

最後に Act において改善点を洗い出し、対策を検討して、必要に応じて計画を改定し、再度 Plan をするという形で PDCA を回していく必要がある。

## (2) 「区域施策編」について

「区域施策編」は、地方公共団体の区域内の排出、すなわち住民・事業者も含む排出削減計画である。こちらも計画内容は、国の「地球温暖化対策計画」に即し、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める、温対法第21条第3項に基づく計画である。

この「区域施策編」は、全ての都道府県、指定都市及び中核市（施行時特例市を含む。）に策定が義務付けられている。しかし、国全体の削減目標を達成するためには、全ての地域で取り組むことが必要であるため、策定義務のない地方公共団体においても策定を進めるよう、環境省では支援を行っている。

この「区域施策編」では、特に、地域が描く将来像を踏まえた対策・施策を立案していただくこととしている。また、対策・施策の進捗管理のための指標を設けることも必要である。排出量を対策・施策評価の際の唯一の指標にするのではなく、施策ごとに目標を持つことが重要となる。

温室効果ガスの削減目標を設定しても、市民にとっては実感が湧きにくいという声を聞くことがあるが、地方公共団体実行計画において目標設定をすることにより、市民の省エネに対する行動を促す効果もあると考えられる。



地方公共団体実行計画 区域施策編の概要

- 区域施策編とは、区域の温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する計画です。
- 地球温暖化対策推進法において、都道府県、指定都市、中核都市及び施行時特例市は、区域施策編の策定が義務付けられており、その他の地方公共団体についても、区域施策編を策定するよう努めることが求められています。
- 地球温暖化対策推進法に基づき、区域の自然的、社会的条件に応じて策定をすることとされています。

区域施策編の構成例

骨格の例	構成要素の例
① 区域施策編策定の基本的事項・背景・意義	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 区域施策編策定の背景・意義</li> <li>• 区域の特徴（自然的社会的条件及び各主体の特徴等）</li> <li>• 計画期間</li> <li>• 推進体制</li> </ul>
② 温室効果ガス排出量の推計・要因分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 区域の温室効果ガス排出状況</li> </ul>
③ 計画全体の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2050年の排出量削減目標</li> <li>• 再エネ導入量などの施策に応じて設定する目標</li> </ul>
④ 温室効果ガス排出抑制等に関する対策・施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 区域の各主体に期待される対策</li> <li>• 地方公共団体が実施する施策</li> </ul>
⑤ 区域施策編の実施及び進捗管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 区域施策編の実施及び進捗管理</li> </ul>

■ 策定に向けたポイント

区域内の排出削減計画であることから、区域の気候や再生可能エネルギーの導入可能性、産業構造、人口動態などを整理し、得られた情報を基に重点施策の検討も行う。

産業構造に着目すれば、農業中心の町もあれば、工業、商業中心の町もあり、都市構造に着目すれば、コンパクト化が進んでいるところもあれば、分散して広く散らばっている町もある。また、公共交通機関が充実しているところもあれば、衰退していて維持が難しくなっているところもある。このような様々な社会状況を整理して有効な対策を考える必要がある。コベネフィットの観点からも、地域の強み・弱みを整理することが重要となってくる。

■ 温室効果ガス排出量の推計・要因分析

排出量削減の目標及び対策・施策立案のためには、区域の排出量に加えて、部門・分野別排

出量の比率、経年の増減傾向を把握することが必要である。

排出量の現況推計は、正確性の観点からエネルギー使用量などの実績値を活用して行うことが理想的と考えられるが、実績値の取得が困難などの場合は、公表されている統計から簡易に求める手法も考えられる。

現況推計の算定手法の詳細は、「実行計画（区域施策編）実施・策定マニュアル算定手法編」に記載されており、また、標準の算定方式による全自治体分の推計結果を環境省より毎年公表している。

■ 目標の設定について

計画全体の目標の他に、原単位の削減目標もある。また、最終エネルギー消費量や再生可能エネルギー導入目標などを目標とすることも望まれる。

区域全体の排出量を推計することは難しい

側面もあるため、地方公共団体が取り組む事項についての目標として対策実施量目標、施策実施量目標があり、進捗管理に活用することができる。

### ■PDCA サイクルによる進捗管理

「区域施策編」においても、事務事業編と同様、策定後のPDCA サイクルによる進捗管理が非常に重要となる。事務事業編と同じく、大小のPDCA サイクルがあり、2030年を目指し、長期計画を立て、途中で何年かごとに見直しをしながら必要に応じて改定する大きなPDCA サイクルと、毎年の排出量や対策の進捗を確認する小さなPDCA サイクルがある。

Planにおいては、基本情報の整理、計画策定、実施、評価体制構築、排出量推計、削減目標設定、目標達成のための対策施策の検討及び公表を行う。

Doは、対策施策であり、毎年の事業を検討・実施し、進捗管理を踏まえて必要に応じて改善し、Checkにおいて計画期間全体の評価を行う。

最後にActにおいて改善点を洗い出し、対策を検討して、必要に応じて計画を改定し、再度Planをするという形でPDCAを回す。

### ■地方公共団体の取組例

区域施策編を進める上で体制の構築が重要となる。庁内外との連携の事例として、幹部職員を含めた部局横断組織として「推進本部」を作り、実行計画の施策案を決定することなどが考えられる。また、実行計画の策定に当たって庁外との合意形成のためにステークホルダーミーティングや地域懇談会を開催して外部の方の意見を広く聞き取り、合意形成を行うことなどが考えられる。

しかしながら、日本の地方公共団体、特に財政規模が小さく、職員数が少ない小規模自治体では、自治体内で温暖化対策の優先順位が必ず

しも高くない場合がある。その場合は、首長のトップマネジメントや環境部局以外の部局も自治体の責務を担う形で、温暖化対策に参画する体制を作ることが重要である。

## 3. これからの地方における地球温暖化対策

国の地球温暖化対策にもあるが、「コベネフィットの追求」、「努力の見えるPDCA」、「戦略的なパートナーシップ」という3つの考え方が柱となる。

### ■「コベネフィットの追求」

行政の中で、温暖化対策が重視されておらず、あるいは、住民の関心が高くなかったりする一方で、「地域の活性化」、「防災力の向上」、「健康リスクの低減」、「行政コストの削減」は重要視され、住民の関心が高い場合がある。

その場合は、温暖化対策が、副次的な効果として、地域の社会経済上の課題解決に結びつく可能性があることを踏まえ、温室効果ガスの「排出量削減目標」だけでなく、住民や事業者にとってプラスになる点に着目して、地域の温暖化対策を検討することが必要である。

### ■「努力の見えるPDCA」

区域ごとの排出量を正確に計算することは難しく、個々の施策による地域の排出量削減への効果を正確に把握することは困難である。そこで、個々の施策について、努力が見える指標を設定して、分かりやすい進捗評価をする必要がある。

例えば再生可能エネルギーの導入量や、住民一人一人の節電による1人当たりのエネルギー使用量など、進捗管理においても住民にとっても分かりやすい目標を掲げることが重要となってくる。

## ■ 「戦略的なパートナーシップ」

「区域施策編」は、「事務事業編」以上に関係部局が増えることが想定される。産業振興、農業、福祉、防災、都市計画、交通などを所管する部局と連携しながら全庁的な取組を進めていく必要がある。

また、「区域施策編」は住民や事業者が実施する取組になるため、住民の理解と協力を得ていくことが重要となる。地域の金融機関や周辺の地方公共団体、NPO や民間団体などとも連携することが必要である。さらに、その連携は、策定時だけではなく、実施や評価段階などのあらゆるフェーズで重要になってくる。都道府県と市町村の役割については、都道府県は広域的な制度や条例に基づいたルール作りを行い、一方、市町村は、より住民に近い立場として、住民と一緒に進める普及啓発などの個別具体的なプロジェクトを進めるなど、それぞれの特性を活かした対策が求められる。

## 4. 地方公共団体の現状

環境省では、毎年、全国の地方公共団体を対象に「地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」（以下「施行状況調査」という。）を行っており、「地方公共団体実行計画」の策定状況等を調査している。この調査結果により、各地方公共団体の地球温暖化対策・施策への取組状況等を確認することができる。環境省では、2006年から2019年までの調査結果を環境省のホームページ（<https://www.env.go.jp/earth/dantai/index.html>）上で公表している。

「事務事業編」は2019年10月時点で、1,788団体中 1,585 団体が策定済である（策定率は88.6%）。

### (1) 「事務事業編」を策定・改定していない理由

「事務事業編」の計画を策定・改定していない理由としては、「計画を策定・改定するための

人員がないため。」(65.5%) が最も多く、「地球温暖化対策に関する専門知識がないため。」(51.2%)、「計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため。」(35.1%)、「これまでの実績の検証・評価ができていないため。」(24.2%)と続いている。

### (2) 「区域施策編」を策定・改定していない理由

策定義務のない団体のうち、区域施策編を策定・改定していない団体における未策定・未改訂の理由としては、「計画を策定・改定するための人員が不足しているため。」(82.9%) が最も多く、「地球温暖化対策に関する専門的知識が不足しているため。」(63.5%) 「計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため。」(50.4%)、「対策・施策の効果の見積もりや評価が難しいため。」(39.5%)、「最新の技術情報や知見が不足しているため。」(37.3%)と続く。

### (3) 地球温暖化対策に取り組む体制

地球温暖化対策を担当する部（局）課係がある団体の中では、所属職員数は「5～10 人未満」(32.1%) が最も多い。

地球温暖化対策を担当する部（局）課係がない団体の中では、地球温暖化対策に関する業務を実際に担当する職員数は「0 人」(72.3%) が最も多く、「1 人」(18.6%)と続く。

なお、人口1万人未満の市町村や地方公共団体の組合では、地球温暖化対策に関する業務を実際に担当する職員数が「0 人」の団体も相当数存在する。

## 5. 環境省による地方公共団体の支援

地方公共団体の人員不足、専門知識を補うことや、地方公共団体が、自ら策定した「実行計画」の温暖化対策について着実な PDCA が行え



るよう、環境省では、様々な支援を行っている。

2017年3月に「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」を策定し、説明会の開催、温室効果ガスの算定支援として、「算定ツール」の提供なども行っており、これらの支援策は、全て環境省のホームページ

(<https://www.env.go.jp/earth/dantai/index.html>) で公表している。

### (1) 「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト」

このサイトでは、実行計画の概要、法的根拠、実行計画の策定・取組状況、策定・改定マニュアルや地域の温室効果ガスの算定支援ツールなどを掲載しており、自治体の皆様に活用いただいている。



## 地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト

❑ 地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトにおいて、区域施策編の策定に資する、各種マニュアル・ツールをダウンロードできます。[https://www.env.go.jp/policy/local\\_keikaku/manual.html#tabBody\\_03](https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/manual.html#tabBody_03)

**策定マニュアル・策定支援ツール**

マニュアル (事務事業編) | ツール (事務事業編) | **マニュアル (区域施策編)** | ツール (区域施策編)

**マニュアル (区域施策編)**

平成29年3月に環境省が取りまとめた「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル」等を掲載しております。本マニュアルは、環境省が、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第3条第3項に基づき国の責務の一環として、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4に基づいて示す任意的な取組です。地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定・実施に当たっては、本マニュアルをご活用ください。

**マニュアル類の構成**

**マニュアル類**

```
graph TD
    A[地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(本編)] -- 事例 --> B[地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(事例集)]
    A -- 策定・適用時に必要な算定方法 --> C[地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)]
```

**現況推計データ・ツール**

**【データ】部門別CO<sub>2</sub>排出量の現況推計(平成31年3月)**

【推計的手法】(金型や新運用時の現況推計を部門別活動数で推定する方法)による金型市町村の部門別CO<sub>2</sub>排出量の現況推計データ。  
※地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(本編)における「カーボニア」の現況推計結果

**【データ】運輸部門(自動車)CO<sub>2</sub>排出量の推計データ(平成31年3月)**

運輸交通センサス自動車部門の調査データを活用した金型市町村の推計及び統計外年度の推定可能な予測データ。  
※地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(本編)における「カーボニア」の運輸部門(自動車)の現況推計結果

**【ツール】積上げによる排出量推定支援ツール(平成27年3月)**

積上げによる推計を支援する計算シート。

**現況推計の分析データ・独自手法事例**

**【データ】自治体排出能力ルポ(平成31年3月)**

排出量分析に活用可能な統計による現況推計の分析データ。10万人以上の市町村については、算定報告公表期間の排出量報告書の地域内CO<sub>2</sub>力(一筆等も記載)。

**【参考資料】平成24年度 環境効果入力格差、削減策策定及び目標設定等調査実施報告書(平成25年3月)(PDF:8.2MB)**

調査効果入力推計における独自手法事例の調査結果。

**【STEP2】温室効果ガス排出量の削減目標値の設定に活用可能なツール類(8AU推計含む)**

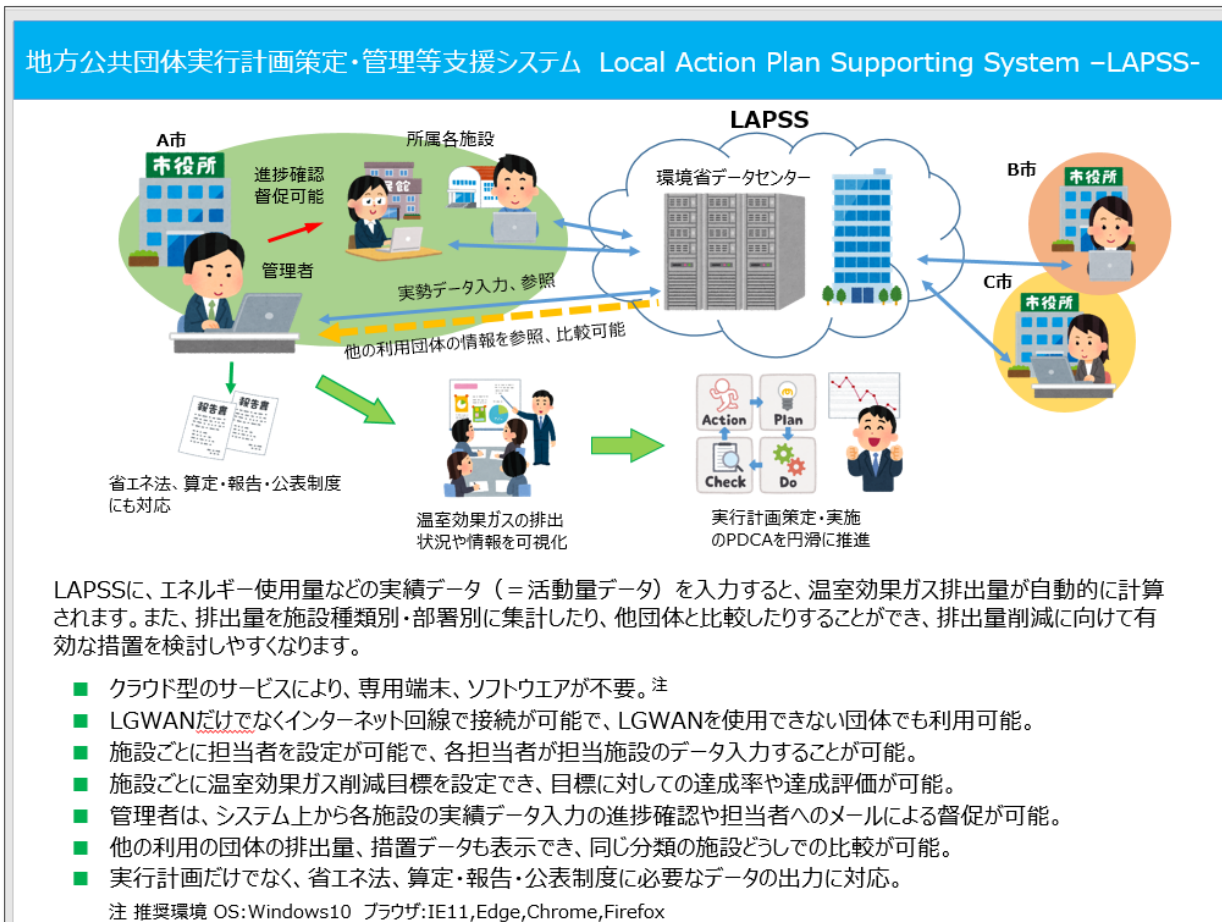


## (2) 情報システムの整備

新たな取組として、地方公共団体におけるCO<sub>2</sub>（二酸化炭素）排出量の集計やデータの記録を支援するため、情報システムの整備を進めている。

2019年4月より運用を開始しており、今後、

全ての地方公共団体が参加し、環境省とネットワークで結ばれることを目指している。このシステムが本格稼働すれば、電気やガスの使用量からCO<sub>2</sub>の排出量が自動的に計算され、地方公共団体職員の事務の省力化にもつながることが期待される。



## 6. 温暖化対策から気候変動対策、2050年ゼロカーボンへ

地方公共団体は、地域において具体的な気候変動対策やプロジェクトを検討・実施する重要な役割を担っている。気候変動に取り組む自治体の動きは国際的にも高まっており、日本においても、2050年までにCO<sub>2</sub>排出量実質ゼロを表明する自治体（ゼロカーボンシティ）が増加している。

東京都、山梨県、横浜市、京都市から始まった、日本の自治体による2050年までのCO<sub>2</sub>排出量実質ゼロ表明は、小泉環境大臣による自治

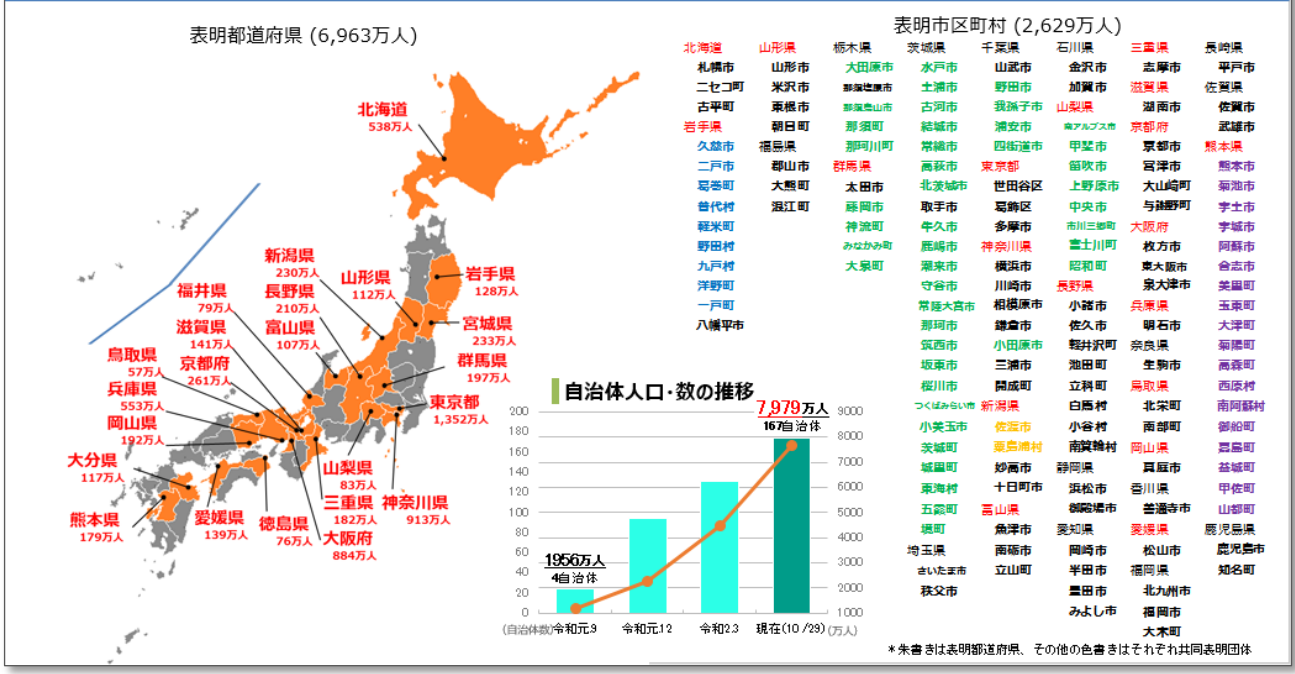
体への呼びかけや台風などの災害の激甚化による気候変動に対する危機感の高まりなどにより、2020年10月末時点で、その数は167自治体、人口規模7,979万人にまで増加し、我が国の総人口の半数を大幅に超えるまでに至っている。

環境省では、こうした自治体の野心的な取組が、国や民間企業などによる前向きな行動をとる後押しになると考え、引き続き、呼びかけを行うとともに表明した自治体のCO<sub>2</sub>削減対策の強化のための支援を講じるなど、脱炭素社会の構築に向けた具体的な取組を推進している。

# 2050年 二酸化炭素排出実質ゼロ表明 自治体



- 東京都・京都市・横浜市を始めとする167の自治体（23都道府県、90市、2特別区、42町、10村）が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明。
- 表明した自治体を合計すると人口は約7,979万人(※)、GDPは約367兆円となり、我が国の総人口の半数を超え、更なる拡大を目指します。 ※各地方公共団体の人口合計では、都道府県と市区町村の重複を除外して計算しています。(2020年10月末時点)



ゼロカーボン表明をした自治体が、2050年に向けた効果的な取組を展開していくことが重要である。環境省では、自治体によるゼロカーボンの取組を促すため、上記のような自治体で取り組まれている効果的で実効性のある取組の横展開や、新たな取組の導入を促すための学びの場づくりを始めている。

また、第203回国会における菅内閣総理大臣所信表明演説（令和2年10月26日）において、菅総理が「グリーン社会の実現」を「デジ

タル社会の実現」と並ぶ成長戦略の主要な柱として位置づけ、2050年カーボンニュートラルを目指すことを表明した。今後は、各府省庁一丸となって2050年までの脱炭素社会の構築に向け、具体的な取組の検討を進め、実行に移していく。

環境省としても、引き続き、地方公共団体と連携し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて取り組んでいく。

# 『第50回公害紛争処理連絡協議会』について

開催：令和2年10月14日

公害等調整委員会では、公害紛争処理制度の円滑な運営を図るため、都道府県公害審査会会長や審査会事務局との情報・意見交換等の場として、「公害紛争処理連絡協議会」を開催しています。

今年度の公害紛争連絡協議会は、新型コロナウイルスの感染防止のため、書面開催での基本としつつ、10月14日に試行としてウェブ会議により、38名の参加を得て開催しました。

連絡協議会では、まず、荒井勉 公害等調整委員会委員長からの挨拶の後、公害等調整委員会の常勤委員の紹介、その後、相馬清貴 公害等調整委員会事務局長から公害紛争処理等の概況報告が行われました。本稿では、連絡協議会の概要について御報告いたします。

## 公害等調整委員会委員長あいさつ

公害等調整委員会委員長の荒井でございます。本日は、大変お忙しい中、公害紛争処理連絡協議会に御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本日御参加の皆様方には、日頃より、公害紛争の迅速・適正な解決のために多大の御尽力をいただいておりますこと、また、当委員会の業務に御理解と御協力をいただいておりますことに対しまして、この場をお借りして、改めてお礼を申し上げる次第でございます。

この連絡協議会につきましては、例年、直接、顔を合わせながら開催させていただいておりますが、今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、書面での開催を基本としつつ、試行的に本日ウェブ会議により開催させていただいた次第でございます。

今般の新型コロナの感染拡大は、公害紛争処理制度の運用においても様々な影響を及ぼしているものと承知しております。例えば、公害苦情相談におきましては、在宅時間が増えたこ

とにより、近隣住民との騒音トラブルなどが増加したり、また、調停手続におきましては、現地調査や期日が思うように進められないなど、皆様方におかれましても様々な御苦勞をされているとお聞きしております。



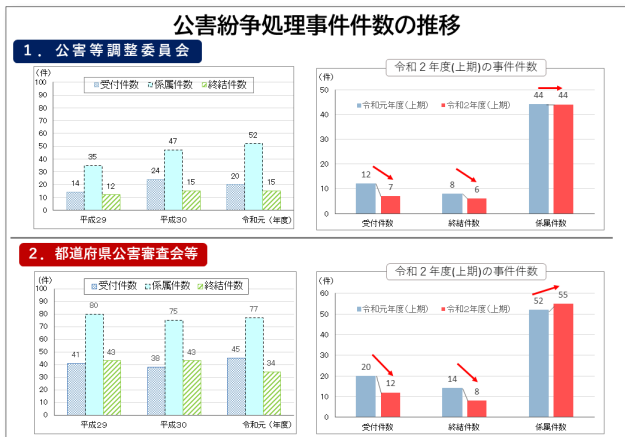
荒井 勉 公害等調整委員会委員長

私ども公調委におきましても、当事者ヒアリングや裁定委員会の打合せをウェブ会議や電話会議で行うほか、期日の開催に当たっても感染防止対策を十分に講じるなど、様々な工夫を行いながら、可能な限り手続に大きな遅れが生じないように努めているところでございます。新型コロナの影響による、こうした対応は言うま



でもなく初めてのことでございまして、公害紛争処理制度を担う都道府県、市区町村の皆様、そして私ども公調委の3者の中で、これまで以上に情報共有を図り、機能的に連携しながら、公害問題の解決に当たっていくことが重要であると考えております。

事件の状況につきましては、後ほど事務局長から、資料に基づきまして詳しく御説明させていただきますけれども、私からも昨今の状況の概略をお伝えいたしますと、令和元年度に公調委が新規に受け付けた公害紛争事件は20件となり、その新規事件も含めた係属事件件



数は52件、そのうち終結した事件は15件となっております。

全体の傾向としましては、近年ずっと続いているところでございますけれども、近隣店舗の室外機からの騒音など、いわゆる都市型・生活環境型の公害紛争が、引き続き、大半を占めております。その一方で、東京国際空港の飛行経路の見直しに伴う騒音に係る事件ですとか、自動車排出ガスによって気管支ぜんそくに罹患した患者ら約100名による大規模調停事件など、社会性・公共性を有する事件も係属したところでございます。

また、新型コロナウイルスの影響を受けた今年度上半期、4月から9月までの事件数の状況について見ますと、公調委、都道府県ともに、新規の受付件数は前年度と比べて減少しているところでございますが、終結件数についても減少して

いることから、結果的に係属事件件数は昨年度と同水準又は微増の状態となっております。

先ほども触れたところですがけれども、新型コロナウイルスの感染防止のために、在宅時間が長くなることによりまして、騒音などの公害苦情は増加しているとの報道もございまして。このため、調停や裁定などの申請が下半期に増えてくるのか、それとも新型コロナウイルスの影響によって、申請自体も躊躇される状況となってくるのかということにつきましては、今後の推移を見守る必要があるかと考えております。

いずれにしましても、係属している事件件数は昨年と同様に高止まりの状況にございますので、今後、With コロナの状況の中で、いかにして調停や裁定の質を維持しながら、円滑に事件の処理を進めていくのかということにつきまして、皆様方とも情報交換を図りながら、研究を進めてまいりたいと考えているところでございます。

本日のウェブ会議は初めての試みでございますし、内容も限定されたものとなっております。誠に恐縮でございますけれども、公害紛争処理の概況について御報告をさせていただき、皆様方との有益な情報交換ができればと考えております。

また、例年、連絡協議会で行われておりました公害調停の事例紹介や外部有識者による講演につきましては、今後、このようなウェブ会議も活用しながら開催するほか、担当の皆様との勉強会や相談会なども開催し、情報交換を深めてまいりたいと考えておりますので、その際には積極的に御参加いただければと存じます。

最後に、本日の連絡協議会が、公害事件処理を担当する皆様方と私ども双方にとりまして有意義なものとなることを祈念いたしまして、私からの最初の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。



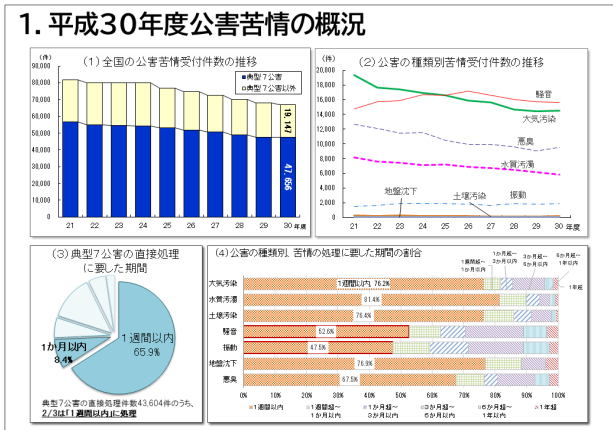
# 公害紛争処理等の概況報告

(相馬清貴 事務局長)

## I 公害苦情処理の状況

### 1. 平成30年度公害苦情の概況

平成30年度の全国の公害苦情相談件数は7万件弱となっており、そのうち、典型7公害は約7割を占める。平成21年度以降の推移をみると、全体としては減少が続いているが、典型7公害だけに着目すると、平成30年度は微増となった。



公害の種類別では、典型7公害の中では、「騒音」が3割以上で最も多く、次いで、「大気汚染」、「悪臭」の順となっており、上位3つで全体の約8割を占める。

また、典型7公害の直接処理に要した期間をみると、苦情の2/3は1週間以内に、3/4は1か月以内に処理するなど、迅速な対応に努めているところである。

公害の種類別に苦情処理に要した期間を比較してみると、「騒音」及び「振動」については、1週間以内に直接処理した割合が他に比べて低くなっており、処理に長期間を要する状況が見てとれる。

全体として受付件数は減少しているものの、「騒音」「振動」の件数は概ね横ばい又は微増となっており、これらの苦情処理に長期間を要することを踏まえると、公害苦情処理担当者の

負担は必ずしも減っていないことが推察される。

今後、苦情相談業務を効率的・効果的に行うことができるよう、「騒音」や「振動」などの苦情の対応の好事例を全国で共有するなど、検討していきたい。

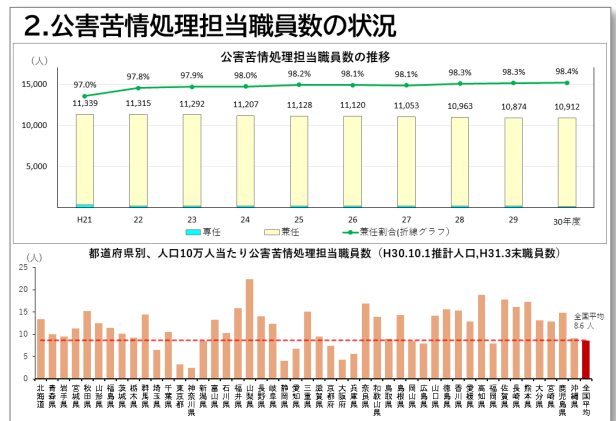


相馬 清貴 事務局長

### 2. 公害苦情処理担当職員数の状況

次に、公害苦情処理担当職員数については、平成21年度以降の推移をみると、大きくは変動していない。ただし、そのほとんどが兼任であり、各自治体において限られた定員のなかで御苦勞いただいているものと思われる。

公害苦情相談を担当する職員の不足や、ベテラン職員の退職などにより、苦情相談における技術の伝承が難しくなっているという話を聞いており、公調委としては、自治体同士の連携強化や技術の横展開、更には相談担当者の育成など様々な支援を行っていく予定である。

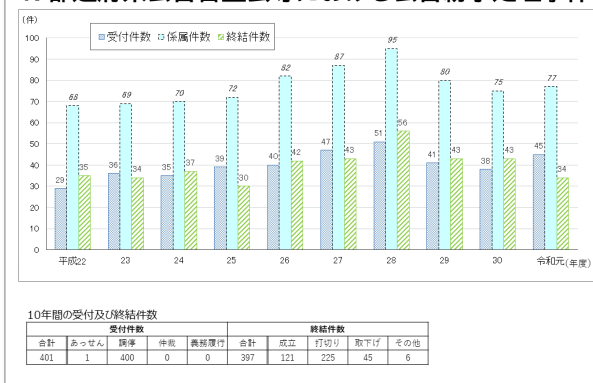


## II 公害紛争処理事件の状況

### 1. 都道府県公害審査会等における公害紛争処理事件

都道府県公害審査会等における公害紛争処理事件については、令和元年度は新規に45件を受け付け、前年度からのものを含め77件が係属し、34件が終結した。

1. 都道府県公害審査会等における公害紛争処理事件



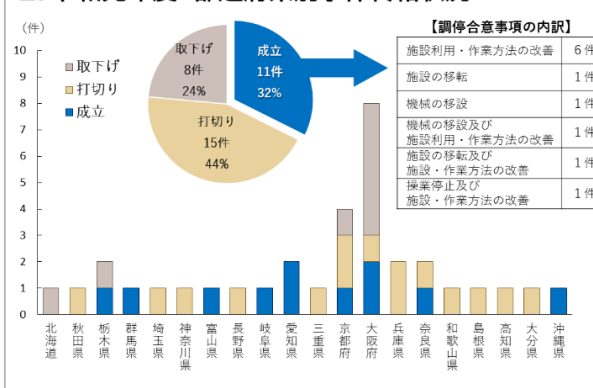
令和元年度の新規受付が前年度よりも増加している一方で、終結件数は減少しており、今年度の新規受付件数にもよるが、係属事件が増える要因となっている。コロナウイルス感染拡大のなかで、いかに手続を進めるかが課題となるものと思われる。

### 2. 都道府県別事件終結状況

令和元年度に終結した34件の終結状況を見ると、打切りは44%の15件、成立は32%の11件、取下げは24%の8件であった。

また、成立した11件の合意事項の内訳を見ると、「施設利用・作業方法の改善」が6件と最も多かった。

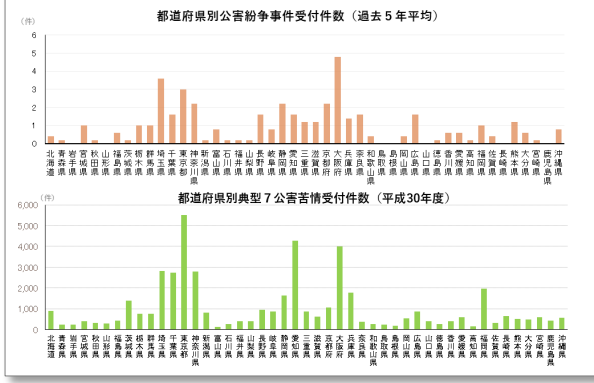
2. 令和元年度 都道府県別事件終結状況



### 3. 都道府県別公害紛争処理事件受付件数

次に、都道府県別の受付件数を過去5年平均でみると、大阪府、埼玉県、東京都などで多くの件数を受け付けている一方、1件未満の都道府県が相当数ある。そういった県においては、調停委員会の回し方について、ノウハウの継承、蓄積が難しい状況となっていると聞いている。

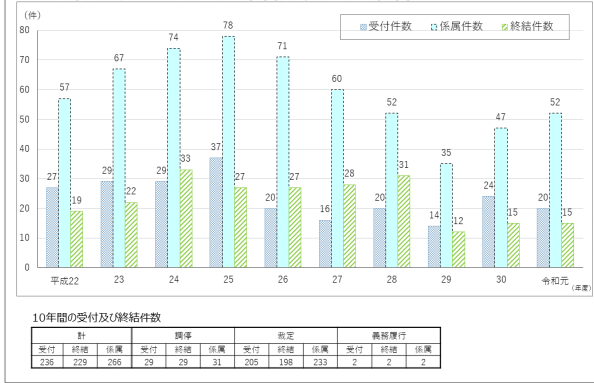
3. 都道府県別公害紛争処理事件受付件数



### 4. 公調委における公害紛争処理事件

公害等調整委員会における公害紛争処理事件については、令和元年度は、新規に20件を受け付け、前年度からのものを含め52件が係属し、15件が終結した。また、平成22年度から令和元年度の10年間に受け付けたそのほとんどが裁定の申請となっている。

4. 公調委における公害紛争処理事件



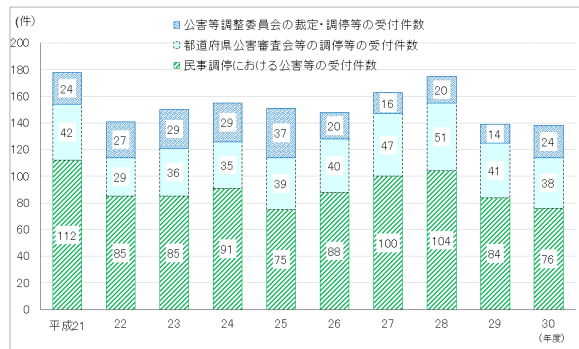
### 5. 公害紛争 ADR の受付件数

次に、民事調停を含めた公害紛争 ADR 全体の受付件数の10年間の推移をみると、都道府県公害審査会等への申請が毎年約40件程度、当委員会への申請は約20数件程度であるが、

裁判所での民事調停は 90 件程度と最も多くなっている。

公害紛争処理の専門機関として、公害等調整委員会や都道府県公害審査会が設けられていることを踏まえ、市区町村の公害苦情処理との連携や制度の広報に御協力をお願いしたい。

### 5. 公害紛争ADRの受付件数



(出典) 公調委及び都道府県公害審査会等の受付件数：公害等調整委員会調べ  
民事調停における公害等の受付件数：司法統計年報

## Ⅲ 公害等調整委員会の取組の状況

### 1. コロナの影響下における課題の取組

コロナの影響下における課題として、①公害紛争事件手続がこれまでのようにスムーズに行うことが難しいこと、②在宅時間が増えたことにより、近隣住民との騒音トラブルなどが増加しており、公害苦情相談窓口の周知など一層の広報に努める必要があること、③公害紛争・苦情処理の担当職員を対象とした研修会の開催が困難となっており、人材育成が必要なことなどが考えられる。

#### 1. コロナの影響下における課題の取組

- 1 事件手続の円滑な進行**  
事件手続の継続、期日における感染防止対策の実施
- 2 公害紛争処理制度の周知・広報**  
公害でお困りの方へ必要な情報を提供
- 3 公害紛争・苦情処理担当職員の育成支援**  
誌上セミナー、ウェブセミナー等の開催

13

## 2. 事件手続の円滑な進行

コロナ禍での事件手続の円滑な進行については、公調委における対応例をあげると、①申請人及び被申請人に期日の出席者数を可能な限り抑制するよう要請していること、②出入口を常時解放し、ドアノブ、テーブル・椅子等を使用前後に拭き取り清掃するなど、控室や期日を開催する部屋の換気や消毒に努めていること、③マスク着用の要請や手指の消毒など、期日に出席する方に協力をお願いしていること、④3密や飛沫の防止のため、期日の際の座席配置を工夫したり、アクリル板を設置していること、⑤期日以外の当事者ヒアリングや委員との打合せについて、電話会議やウェブ会議を活用していることである。

### 2. 事件手続の円滑な進行

#### 公調委における対応例

- 1. 期日の出席者数の抑制**
  - ✓ 申請人及び被申請人の出席人数を可能な限り抑制するよう要請
  - ✓ 必要に応じて大型の会議室で座席間隔を確保（最低1mを確保）
- 2. 期日を開催する場所（控室を含む）**
  - ✓ 窓がある場合は、常時開放するか、1時間に2～3回程度開放
  - ✓ 出入口を常時開放（当事者に換気について事前同意を得る）
  - ※ 出入口付近に職員を配置し、非公開の原則に反することのないよう留意
  - ✓ ドアノブ、テーブル・椅子等を使用前後に拭き取り清掃
- 3. 期日に出席する者の対応**
  - ✓ マスク着用の要請
  - ✓ 発熱等がある場合は、期日に出席しないよう強く要請
  - ✓ 出入口に消毒液を用意し、手指を消毒
- 4. 期日の座席配置**
  - ✓ 出席者の間に一定の距離を保つよう座席を配置
  - ✓ 必要に応じてアクリル板を設置
- 5. その他**
  - ✓ 期日前の当事者ヒアリング等において電話会議・ウェブ会議を活用



## 3. 公害紛争処理制度の周知・広報

昨今、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、在宅時間が増え、騒音を始めとする公害苦情が増えていると聞いている。

公調委としては、公害でお困りの方が必要なときに必要な情報を得られるよう、制度の周知に努めている。特に身近な公害でお困りの方への案内として、お住まいの市区町村の公害苦情相談窓口への案内に努めており、リーフレットを更新したり、政府広報番組を作成したところである。

政府広報番組の動画については、公調委のホームページにリンクを張っているため、住民への制度の周知に御協力をお願いしたい。



### 3. 公害紛争処理制度の周知・広報①

公害でお困りの方が、必要な情報を必要なときに得られるように

**① リーフレットの更新**

- イラストを中心に全面リニューアル
- 公調委HP掲載のデータは転載可
- 今秋を目途に全自治体へ送付予定

**② 政府広報（動画コンテンツ作成）**

政府インターネットテレビ（R2.7.10公開）  
『身近な騒音や悪臭などに困ったら、気軽に市区町村等の相談窓口へ』

政府広報テレビ番組（R2.3.7放送）  
『暮らしの中の「公害」を解決！～公害苦情相談窓口』

公調委では、昨今のスマートフォンの普及状況を踏まえ、公害でお困りの方がインターネットで解決方法を検索することに対応するために、公調委ホームページの見直しに力を入れている。

特に公害苦情相談窓口については、公調委ホームページに全国の都道府県・市区町村窓口一覧を掲載するなど、利用者目線での改善を図ってきたところである。

都道府県の御担当者の皆様におかれても、管内市町村における公害相談窓口の周知について積極的な協力をお願いしたい。

### 3. 公害紛争処理制度の周知・広報②

**③ HPの見直し**

- 政府広報にあわせて、全都道府県・市町村の公害苦情相談窓口を公調委HPに掲載
- 公害でお困りの方に向けた情報を体系的に整理  
※公調委HPの随時見直しを実施

【参考】公害苦情相談窓口等をホームページに掲載している管内自治体の割合

出典：公害調整委員会ホームページ  
(※各自治体からのHPリンク集に基づき調査)

### 4. 自治体担当職員の育成支援

公害紛争の前段階として発生する苦情への、より良い対応について支援することにより、公害紛争処理事件になる前に解決を目指すとともに、解決できなかった場合には調停の制度があることを周知いただくためにも、自治体担当職員の育成支援が重要であると考えている。

各都道府県においては、新型コロナウイルス感染拡大のため、研修を中止したり、参加人数を絞って実施するなど、予定どおり研修を開催できない自治体が多いと聞いている。

公調委としてもそのための支援として、都道府県主催研修会への公害苦情相談アドバイザー等の派遣のほか、機関誌「ちょうせい」で行う「誌上セミナー」やホームページの拡充を行っている。

また今後、アドバイザーや外部有識者を講師として行うウェブセミナーや各種勉強会を実施する企画を検討している。皆様もこれらを活用して、職員の育成支援に努めていただきたい。

また、皆様方との連携については、当委員会としても力を入れていきたいので、手伝ってほしいということがあれば遠慮なくお申し出いただきたい。

### 4. 自治体担当職員の育成支援

公害紛争・苦情処理担当職員の育成支援

**① アドバイザーによる支援**

- 都道府県主催研修会へのアドバイザー派遣

**② 機関誌「ちょうせい」の活用**

- 誌上セミナー「騒音・低周波音について」の連載
- 環境・公害関連の最新政策の紹介

**③ 公害等調整委員会HPの拡充**

- 「地方公共団体の皆様へ」のページの拡充
- 「3分でわかる公害紛争処理制度」の掲載

**④ ウェブセミナー・会議の開催**

- アドバイザーや有識者による講演をウェブセミナーで実施（企画検討）
- 公害紛争事例紹介、各種勉強会をウェブ会議で実施（企画検討）

### 5. 行政手続における押印の見直しの検討

押印の見直しについては、「骨太の方針」などの閣議決定に基づき、現在、政府部内において、検討が行われているところである。

公害紛争処理関連については、基本的に押印は全て廃止する方向で検討している。都道府県が行う調停手続については、申請書、参加申立書への押印が政令で規定されているが、この2つについても廃止する方向で検討している。

いずれにしても政令改正が必要な事項でもあり、今後の動きについては、皆様にも前広に情報を提供させていただきたいと考えている。

## 5. 行政手続における押印の見直しの検討

- 経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）抄  
書面・押印・対面を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続できるリモート社会の実現に向けて取り組む。このため、全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す。また、押印についての法的な考え方の整理などを通じて、民間の商慣行等についても、官民一体となって改革を推進する。
- 規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）抄  
6 行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直し  
各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続（注）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。各府省の対応状況は、行政手続等の棚卸調査を実施するIT総合戦略本部と連携して、今年度末までに明らかになるようにする。この場合において、年内の対応が困難なものについては、見直しの方針を明らかにした上で必要な取組を行う。

## 6. 公害紛争処理法等の改正

地方分権推進に係る地方自治体からの改正提案に応え、公害審査会を置かない都道府県の公害審査委員候補者の委嘱期間の見直しを行うため、公害紛争処理法等の改正を行った。

本年6月に公布・施行されているので、御承知置き願いたい。

### 6. 公害紛争処理法等の改正

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第10次地方分権一括法)(総務省閣連発:公害紛争処理法の一部改正)

#### 現行制度の概要及び経緯

- 公害紛争処理法に基づき、公害に係る紛争について、あっせん、調停、仲裁を行うための地方の機関として、都道府県は、条例の定めるところにより、都道府県公害審査会を置くことができる(公害審査会の委員の任期は3年)。  
また、公害審査会を置かない都道府県においては、同法により、知事は、毎年、公害審査委員候補者を委嘱し、公害審査委員候補者名簿を作成しておかなければならないとされている。
- 令和元年の地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から、委嘱手続の事務負担の軽減のため、公害審査委員候補者の委嘱期間を1年より短い期間とすることについて提案があった。

#### 改正内容

- 地方公共団体からの地方分権推進及び公害審査会委員の任期が3年であることを踏まえ、公害審査会を置かない都道府県においては、  
①「毎年」又は②「1年を超え3年以下の期間で条例で定める期間ごとに」  
公害審査委員候補者を委嘱し、公害審査委員候補者名簿を作成できるようにするため、第10次地方分権一括法により公害紛争処理法を改正。
- 上記改正により、公害審査会を置かない都道府県においては、地域の事情に応じた柔軟な委嘱期間の設定が可能となり、委嘱手続の事務負担の軽減に資する。
- 施行日：令和2年6月10日

#### <第10次地方分権一括法について>

「提案募集方式（地方の発議）に基盤した取組を推進するため、平成30年度から導入」に基づく地方からの提案について、「令和元年の地方からの提案等に際する対応方針」（令和元年12月15日閣議決定）を踏まえ、都道府県から指定等への事務・権限の移譲や地方公共団体に對する業務移付、移付の見直し等の関係法律の整備を行った。

### 公害紛争処理法及び同法施行規則の新旧対照表

改正前	改正後
<p><b>○ 公害紛争処理法 抄</b> (公害審査委員候補者)</p> <p>第18条 審査会を置かない都道府県においては都道府県知事は、毎年、公害審査委員候補者9人以上15人以内を委嘱し、公害審査委員候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）を作成しておかなければならない。</p>	<p><b>○ 公害紛争処理法 抄</b> (公害審査委員候補者)</p> <p>第18条 審査会を置かない都道府県においては、毎年又は1年を超え3年以下の期間で条例で定める期間ごとに、都道府県知事は、公害審査委員候補者9人以上15人以内を委嘱し、公害審査委員候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）を作成しておかなければならない。</p>
<p><b>○ 公害紛争処理法施行規則 抄</b> (委員等の名簿)</p> <p>第1条 総則</p> <p>2 前項の名簿には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 氏名</p> <p>二 経歴及び弁護士となる資格を有する者にあつては、その旨</p> <p>三 任命又は委嘱の年月日及び任期満了の日</p> <p>【新設】</p>	<p><b>○ 公害紛争処理法施行規則 抄</b> (委員等の名簿)</p> <p>第1条 総則</p> <p>2 前項の名簿には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 氏名</p> <p>二 経歴及び弁護士となる資格を有する者にあつては、その旨</p> <p>三 任命又は委嘱の年月日</p> <p>四 任期満了の日又は委嘱期間の満了の日</p>

#### 【参考】

「第50回公害紛争処理連絡協議会」の資料については、公害等調整委員会のホームページに掲載しています。

[https://www.soumu.go.jp/kouchoi/for\\_local-government.html](https://www.soumu.go.jp/kouchoi/for_local-government.html)



# 公害等調整委員会の動き

## (令和2年7月～9月)

公害等調整委員会事務局

### 1 審問期日の開催状況

月 日	期 日	開催地
8月26日	渋谷区における工事現場からの騒音・振動等による財産被害・健康被害等責任裁定申請事件 第1回審問期日	東京都
9月1日	熊本市における室外機等からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件 第1回審問期日	熊本県

### 2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要

#### 受付事件の概要

- 佐倉市における室外機からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件  
(令和2年(セ)第6号事件)

令和2年7月31日受付

本件は、隣人(被申請人)が設置したヒートポンプ給湯機から発生する騒音により、申請人は、自律神経失調症、頸肩腕症候群、混合性抑うつ不安症及び睡眠障害の健康被害を受けているとして、被申請人に対し、騒音防止のための防音工事費、健康被害に係る治療費及び精神的・肉体的苦痛に係る慰謝料として、損害賠償金310万9115円の支払を求めます。

- 浜松市における写真スタジオからの騒音による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件  
(令和2年(セ)第8号事件・令和2年(ゲ)第3号事件)

令和2年9月23日受付

本件の責任裁定申請事件は、申請人らが、被申請人が経営する写真スタジオから発生させる騒音により、精神的苦痛を受けているため、被申請人に対し、慰謝料として、損害賠償金合計3000万円の支払を求めるものです。また、原因裁定申請事件は、申請人らに生じた心身症、心的外傷後ストレス障害(PTSD)による死産、心因性頻尿の健康被害及び受験勉強が妨げられているのは、被申請人が経営する写真スタジオから発生させる騒音により、平穩に生活する権利を侵害されていることによるものである、との原因裁定を求めるものです。

#### 終結事件の概要

- 千葉市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件  
(平成29年(ゲ)第3号事件)

##### ① 事件の概要

平成29年3月9日、千葉県千葉市の住民2人から、隣人及び不動産会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。



申請の内容は以下のとおりです。申請人らに生じた蕁麻疹、頭痛等の健康被害は、被申請人宅に設置された7台の室外機等から発生する騒音・低周波音によるものである、との原因裁定を求めたものです。

## ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するとともに、室外機等から発生する騒音・低周波音と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めましたが、令和2年7月14日、申請人らから申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終了しました。

## ○ 相模原市における化学物質飛散に伴う大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件 (令和元年(ゲ)第3号事件)

### ① 事件の概要

令和元年10月24日、神奈川県相模原市の住民3人から、建築工事会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らに生じた不整脈、頭痛、吐き気、めまい等の化学物質過敏症及び同過敏症に基づく中枢性眼球運動障害(滑動性眼球運動異常)、重心動揺異常(ロンベルグ陽性)は、被申請人が、申請人ら宅の改装工事の際に化学物質(キシレン)を発生、放散させたことによるものである、との原因裁定を求めたものです。

### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めましたが、令和2年8月19日、本件申請は、主張する現象が公害に該当しないから不適法な原因裁定の申請で、その欠陥を補正することができな

いとして、申請を却下する決定をし、本事件は終了しました。

## ○ 熊本市における農業施設からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(平成31年(セ)第2号事件・平成31年(ゲ)第1号事件・令和2年(調)第1号事件)

### ① 事件の概要

平成31年2月14日、熊本県熊本市の住民1人から、農業者を相手方(被申請人)として責任裁定及び原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。責任裁定申請事件は、申請人は、被申請人のビニールハウスのボイラーからの騒音により睡眠不足となり、精神的苦痛を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金297万円の支払を求めるものです。

原因裁定申請事件は、申請人に生じた睡眠不足による健康被害は、被申請人がボイラーを稼働させ、騒音を発生させたことによるものである、との原因裁定を求めるものです。裁定委員会は、同年3月12日、これらを併合して手続を進めることを決定しました。

### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、熊本県公害審査会に対して責任裁定申請及び原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人のビニールハウスのボイラーから発生する騒音と申請人に生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和2年8月25日、公害紛争処理法第42条の24第1項及び同第

## 公害等調整委員会の動き

42条の33の規定により職権で調停に付し(公調委令和2年(調)第1号事件)、裁定委員会が自ら処理することとしました。9月1日の第1回現地調停期日において、裁定委員会から調停案を提示し、当事者双方がこれを受諾して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終了しました。

### ○ 筑西市における事業所からの悪臭等による生活環境被害等責任裁定申請事件

(令和元年(セ)第7号事件)

#### ① 事件の概要

令和元年12月20日、茨城県筑西市の住民1人から、運送会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。近接する運送会社が発生させている悪臭等が申請人宅に入り込むことにより、申請人は、衣服に悪臭が付着したり、特に夜は防塵マスクをするなど生活するのが困難な状態が続いており、また、悪臭により十分な睡眠がとれず、頭痛や肩こりも生じているため、慰謝料等として、被申請人に対し、損害賠償金466万4000円の支払を求めたものです。

#### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めましたが、令和2年9月7日、申請人から申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終了しました。

### ○ 国分寺市における運動施設からの騒音による財産被害等責任裁定申請事件

(平成30年(セ)第4号事件)

#### ① 事件の概要

平成30年8月28日、東京都国分寺市の住民2人から、国分寺市を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らは、被申請人が賃借し、運営している運動施設での剣道の練習で発生する騒音により、睡眠妨害、動悸等に悩まされ、また、精神的苦痛を受けているとして、同運動施設を運営している被申請人に対し、申請人ら宅の防音対策費用及び精神的苦痛に対する慰謝料として、被申請人に対し、損害賠償金合計385万円の支払を求めたものです。

#### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、東京都公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、運動施設からの騒音と申請人に生じた健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めましたが、令和2年9月14日、申請人らから申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終了しました。

# 都道府県公害審査会の動き

## (令和2年7月～9月)

公害等調整委員会事務局

### 1. 受付事件の状況

事件の表示	事 件 名	受付年月日
愛知県 令和2年(調)第1号事件	メガソーラー設置による水質汚濁のおそれ 公害防止請求事件	R2.9.14
三重県 令和2年(調)第1号事件	太陽光発電施設建設工事による水質汚濁 被害防止請求事件	R2.9.1
三重県 令和2年(調)第2号事件	牛ふんの野積みによる水質汚濁等被害防止請求事件	R2.9.18
京都府 令和2年(調)第1号事件	バイオマス発電所からの悪臭・騒音被害防止請求事件	R2.7.30
大阪府 令和2年(調)第4号事件 (参加)	自動車専用道路供用に伴う騒音等被害防止請求事件	R2.7.17
大阪府 令和2年(調)第5号事件	球技施設から生じる騒音振動被害防止請求事件	R2.8.26
大阪府 令和2年(調)第6号事件	水産物加工工場騒音等被害防止請求事件	R2.9.3
大阪府 令和2年(調)第7号事件	建設工事騒音振動等被害防止請求事件	R2.9.9



## 2. 終結事件の概要

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>福島県 令和元年(調) 第1号事件</p> <p>[家庭用省エネ給湯器からの低周波音被害防止請求事件]</p>	<p>福島県 住民1人</p>	<p>福島県 住民1人</p>	<p>令和元年12月13日受付</p> <p>被申請人宅の家庭用省エネ給湯器の低周波音により、頭痛、不眠、手足のしびれ、倦怠感、鼻血、イライラ、肩こり等の健康被害を受け、精神的、肉体的な苦痛を受けている。よって、被申請人宅の家庭用省エネ給湯器を現在の場所から据付けガイドブック（社団法人A）に沿った適切な場所へ移設し、防音壁を設置すること。</p>	<p>令和2年7月15日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>
<p>福島県 令和元年(調) 第2号事件</p> <p>[分譲宅地から検出された放射性物質撤去等請求事件]</p>	<p>福島県 住民1人</p>	<p>化学工業会社 建設会社</p>	<p>令和元年12月20日受付</p> <p>(1)申請人Aは、被申請人B社から土地付き建物を購入したが、平成25年9月にC市が行なった放射線モニタリング調査で敷地内から異常に高い放射線量が検出され、放射性物質による汚染が判明した。また、C市から「原子力発電所事故由来の放射性核種ではないことから、除染の対象とはならない。」との回答があった、(2)このため申請人Aは被申請人B社に原因の調査及び対処を求め、被申請人B社は分譲前の土地所有者である、被申請人D社に対し、調査を要請した。外部調査会社の調査の結果、ラジウム226等に</p>	<p>令和2年7月14日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			<p>よる高い放射線量が確認された、(3)本件土地は、平成18年まで被申請人D社が所有していたが、それ以前は個人が農地として利用していたものであり、発見された放射性物質は一般人が取得可能なものではなく、放射性物質を取り扱う事業者でなければ取得し得ないようなものである、(4)被申請人D社は、一部放射性物質を含む研磨材の取扱いを認めていること、平成30年10月頃、別の土地で放射性物質の撤去作業を行っていたようであり、本件土地で発見された放射性物質が自社のものでないとの主張は不自然なものといわざるを得ないこと等から、本件放射性物質は被申請人D社が排出したものである、(5)以上より、放射線被曝による健康被害が懸念されるとともに、本件土地の資産価値の回復が必要である。よって、被申請人らは、申請人宅から検出された放射性物質を撤去する、もしくは撤去費用相当額の損害賠償を行なうこと。</p>	
<p>山梨県 平成30年(調) 第1号事件</p> <p>[食品工場からの騒音・振動被害防止及び損害賠償請求事件]</p>	<p>山梨県 住民1人</p>	<p>食品製造 会社</p>	<p>平成30年3月12日受付</p> <p>被申請人が経営する食品工場において発生する騒音・振動により、睡眠に支障が出ており、これまでに直接申し立てをしたり、行政に相談したり</p>	<p>令和2年7月30日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、6回の調停期日の開催等 手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調</p>

## 都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			してきたが改善されない。よって、被申請人は、A工場内の設備において、(1)騒音・振動の削減及び夜間の操業調整をすること、(2)申請人が自ら防音対策をした場合等の経費840万円を支払うこと。	停を打ち切り、本件は終結した。
愛知県 令和元年(調) 第3号事件  [建設残土による 水質汚濁・土壌 汚染のおそれ公 害防止請求事件]	愛知県 住民1人	建設会社 市	令和元年5月31日受付  (1)申請人は、不動産仲立人から、農地造成のための残土搬入を持ちかけられ、道路面よりも低いレベルでの水田を造成するための残土搬入を承諾し、数日間で道路面のレベルでの埋立は完了したものの、その後も大量の残土搬入が続いた、(2)建設残土は、D建設会社が建設業者に搬入させたものである。申請人は、D建設会社に対し、残土の搬入中止を連絡したが、D建設会社は残土の搬入を続け、高さ約10mまで残土を積み上げて、そのまま放置している、(3)申請人が調査したところ、被申請人B社を発生元とする建設残土が大量に搬入されており、同社によると、搬入された残土の量は10トンダンプで合計245台分、1,350m <sup>3</sup> とのことである。この中には、C市の市庁舎建設の作業所から搬出された掘削残土も含まれているとのことである、(4)無秩序な残土の堆積は、降雨や地震で土砂崩れを起し、隣接	令和2年9月1日 調停打ち切り  調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。



事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			<p>の道路や農地、排水路に重大な支障を及ぼし、生活環境に重大な支障を及ぼすおそれがある。よって、(1)被申請人は、申請人の所有地（以下「本件土地」という。）上の建設残土のうち、1,350m<sup>3</sup>（10トンダンプ245台分）を撤去すること、(2)被申請人C市は、本件土地上の建設残土のうち、被申請人B社と共同して、新庁舎建設にからみ同市の所有地から掘削された残土に相当する残土を撤去すること。</p>	
<p>大阪府 平成31年(調) 第1号事件</p> <p>[家庭用省エネ給湯器騒音等被害防止請求事件]</p>	<p>大阪府 住民2人</p>	<p>ガス会社 ガス機器販売及び 工事会社 大阪府 住民1人</p>	<p>平成31年4月16日受付</p> <p>申請人らは平成30年2月頃から、被申請人住居に設置された家庭用省エネ給湯器から生じると考えられる低周波音等により、不眠、動悸等の体調不良が生じるようになった。平成30年5月頃から、申請人らは、被申請人らに対して同機器の買取りや移設等の申入れを行ったが、被申請人らは対策を行わなかった。よって、被申請人住居に設置された家庭用省エネ給湯器の申請人による買取り、被申請人らによる同機器の移設など、運転音がしなくなるための措置を求める。</p>	<p>令和2年9月14日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

## 都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>島根県 令和元年(調) 第2号事件</p> <p>[鉱さいによる土 壌汚染のおそれ 公害防止請求事 件]</p>	<p>島根県 住民1人</p>	<p>金属製品 製造会社 建設会社</p>	<p>令和元年12月23日受付</p> <p>申請人所有の土地に鉱さいが埋め立てられているため、土地の価格が下がる。申請人は長期にわたり、精神的苦痛を被ってきた。よって、被申請人らは、申請人所有の土地を元通りに戻すこと。</p>	<p>令和2年8月7日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>
<p>広島県 平成30年(調) 第3号事件</p> <p>[鉄鋼会社からの 大気汚染被害防 止請求事件]</p>	<p>広島県 住民1人</p>	<p>鉄鋼会社</p>	<p>平成30年11月9日受付</p> <p>家、車、ウッドデッキ内に大量の粉じん、鉄粉が入る。よって、被申請人に、家の購入額から売却額の差額を請求する。</p>	<p>令和2年7月17日 調停成立</p> <p>調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。</p>
<p>佐賀県 令和元年(調) 第1号事件</p> <p>[ごみ処理施設建 設工事に伴う地 下水汚染のおそ れ公害防止請求 事件]</p>	<p>佐賀県 住民4人</p>	<p>佐賀県 市 県環境施 設組合</p>	<p>令和元年8月19日受付</p> <p>申請人らは、被申請人らの一部が行ってきた井戸水の汚染調査方法に対し不備があり、また、被申請人らの一部が実施している次期ごみ処理施設の建設計画により、地下水汚染が拡大し、健康被害を受けるとおそれがあると考え、よって、被申請人らは、地下水汚染の調査の実施と、その間のごみ処理施設建設計画を停止すること。</p>	<p>令和2年9月1日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
長崎県 令和元年(調) 第1号事件  [建物解体工事に伴う地盤沈下被害防止及び損害賠償請求事件]	福岡県 住民1人	建設会社 設計会社 不動産会社	令和元年12月9日受付  平成30年5月頃から建物に異変が生じ始め、令和元年6月1日、建物の西側に位置する2階中窓が全く開閉出来なくなる。また、1階勝手口の開閉がしづらくなるという状況になった。よって、被申請人らは連携して、(1)申請人に対し、金500万円を支払うこと、(2)申請に所有の建物を取り壊すこと、(3)申請人所有の土地の地盤沈下について原状回復工事を行なうこと。	令和2年9月10日 調停打ち切り  調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
沖縄県 令和2年(調) 第2号事件  [建設会社からの騒音被害防止請求事件]	沖縄県 住民1人	建設会社 2社	令和2年3月3日受付  車両のエンジン音や通過音、資材の積みおろし等の騒音により、睡眠障害等の健康被害を受け仕事にも影響が生じた。よって、(1)被申請人は、作業小屋を除去及び使用しないこと、(2)被申請人は事務所を除去及び使用しないこと、(3)被申請人の住所地で屋外での作業をする場合は、正門側に防音壁設置などの騒音対策をし、業務用・従業員通勤用等の全ての車両は裏口を使用すること、(4)被申請人は騒音対策を十分にした上で、屋外での作業をする場合は、この地域の騒音規制法の上限値を超えない範囲の音で作業すること、(5)被申請人の住所地	令和2年9月18日 調停打ち切り  調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

## 都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			での作業時間は、作業時間を午前8時から午後5時までとし、夜間及び土日祝祭日は、作業を行わないこと、(6)上記措置が守れなかった場合、直ちに被申請人の住所地での作業を禁止し、現在地から移転すること、(7)治療費、逸失利益、不法行為による慰謝料を支払うこと。	
沖縄県 令和2年(調) 第3号事件  [近隣作業場からの騒音被害防止請求事件]	沖縄県 住民1人	建設会社 2社	令和2年4月28日受付  被申請人が使用する鋸打機や木材切断機等からの騒音により、睡眠障害等の健康被害を受け仕事にも影響が生じた。よって、被申請人は、(1)建築物を除去及び使用を禁止すること、(2)作業をする場合は、防音壁設置などの十分な騒音対策を行い、なおかつこの地域の騒音規制法の上限値を超えない範囲の音で作業すること(3)作業時間を午前8時から午後5時までとし、夜間及び土日祝祭日の作業は行わないこと(4)上記措置が守れなかった場合は、直ちに作業を禁止し、現在地から移転すること(5)治療費、逸失利益、不法行為による慰謝料を支払うこと	令和2年9月18日 調停取下げ  申請人は都合により調停申請を取り下げたため、本件は終結した。

(注) 上記の表は、原則として令和2年7月1日から令和2年9月30日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。



# 公調委からのお知らせ

## ● 公害紛争処理関係及び公害苦情相談員等ブロック会議について

公害等調整委員会では、毎年10月から11月にかけて、公害紛争処理関係及び公害苦情相談員等ブロック会議を開催しています。本年度は、新型コロナウイルスの感染防止のため、開催を中止させていただきましたが、令和3年度は、以下のとおり開催を予定しておりますので、お知らせします。

ブロック名	開催県・市
北海道・東北	宮城県・仙台市
関東・甲信越・静岡	茨城県・水戸市
東海・北陸	石川県・金沢市
近畿	京都府・京都市
中国・四国	愛媛県・松山市
九州・沖縄	熊本県・熊本市

## ● ウェブセミナーの開催について

公害等調整委員会では都道府県・市町村の公害紛争・苦情相談の担当者を対象として、ウェブセミナーを開催します。第1回のウェブセミナーは次のとおり開催予定です。

・第1回 11月26日(木)14:00~15:00 (1時間程度)

講師：松島 貢 (公害苦情相談アドバイザー、日本騒音制御工学会事務局長)

内容：公害苦情処理について(仮題)

\*参加申込方法については、別途、公調委からお知らせいたします。

# ちょうせい

第103号 令和2年11月

編集 総務省公害等調整委員会事務局  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1  
中央合同庁舎第4号館

内容等のお問い合わせ先 総務課広報担当  
Tel: 03-3581-9601 (内線2315)  
03-3503-8591 (直通)  
Fax: 03-3581-9488  
E-mail: kouchoi@soumu.go.jp

※本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

近隣騒音や建築工事による騒音・振動に  
伴う被害なども  
公害紛争処理の対象になります  
紛争を解決するには、まずは相談を



## 公害紛争処理制度に関する相談窓口

[詳しくはこちらへ](#)

公害等調整委員会

検索

総務省公害等調整委員会事務局

公調委 公害相談ダイヤル

**TEL 03-3581-9959**

月～金曜日 10:00～12:00、13:00～17:00  
(祝休日及び12月29日～1月3日は除く。)

FAX.03-3581-9488

e-mail. [kouchoi@soumu.go.jp](mailto:kouchoi@soumu.go.jp)

URL. <https://www.soumu.go.jp/kouchoi/>

